平成26年度 福島県信用保証協会のあらまし 2014 DISCLOSURE



CONTENTS -目次-

	ごあいさつ	1
	プロフィール	2
	当協会のあゆみ	3
	信用補完制度について	
Ī	信用補完制度のしくみ	4
Ц	信用保証・信用保険制度のしくみ	5
		5
	平成25年度事業報告	
	事業概況	6
	保証の状況	7
	代位弁済及び回収状況	7
	基本財産の状況	7
	基本財産について	7
	平成25年度の主な取り組み	8
	収支計算書	10
	収支計算書の用語解説	11
	貸借対照表・財産目録	12
	貸借対照表の用語解説	13
	信用保証の動向	
	1.主要業務数値(5年間の推移)	14
	保証承諾、保証債務残高、代位弁済	14
${ m I\hspace{1em}I}$	2.項目別保証の動向(25年度)	15
	本店・支店別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	15
	金融機関群別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	16
	業種別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	17
	経営計画について	
	第三次中期事業計画(平成24年度~平成26年度)	18
V	平成26年度経営計画	19
	平成25年度経営計画の業務実績評価報告	23
	/DETAILEので安古	
	保証利用のご案内 ご利用になれる保証の限度額	07
	保証をご利用になれる方	27 27
J	ままれる方 責任共有制度	28
	保証料について	29
	主な保証制度のご案内	30
		30
	経営支援業務について	
_	経営支援業務の重点施策	33
Л	専門家派遣事業について	34
	経営サポート会議、経営改善計画策定支援事業に係る保証協会の補助について	35
	経営相談会、経営相談窓口、特別相談窓口の設置	37
	コンプライアンスの取り組みについて	
π	コンプライアンスの取り組み姿勢	38
/II	信用保証協会倫理憲章	38
	コンプライアンス管理体制	39
	個人情報保護宣言について	
/Ш	個人情報保護宣言	40
		40
	組織体制	
X	役員構成	42
A	組織機構図	43
	所管区域	43
	Infomation	
ζ	保証協会団体信用生命保険について	44
	広報活動(保証月報の発行、ホームページの活用、パンフレット)	45

ごあいさつ



福島県信用保証協会 会長 松本 友作

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 本年度も当協会の業務内容・事業実績・業務方針などについてご理解をいただくため、ディスクロージャー誌「平成26年度版 福島県信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。本誌をご一読いただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

さて、県内の景気は復旧・復興関連投資の増加が続く下で、着実な持ち直しの動きを続けている と言われておりますが、依然として続く風評被害や労働力不足、原材料価格の上昇など業種間・地域 間などにバラツキが見られ、中小企業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

こうした中で、当協会は各々の企業の資金需要に応じた適切な保証推進を基本方針とし、震災関連保証や各種政策保証の推進とともに企業訪問を積極的に行うことにより経営状況を把握し、適切なアドバイスや企業の実情にあった保証の提案を行う一方、二重債務問題では、各関係機関と連携を図りながら、債権譲渡支援など再生支援を行ってまいりました。

また、県内本支店6ヵ所における経営相談会の開催や、関係機関と連携した専門家派遣事業の他、当協会が事務局を担う「経営サポート会議」の運営など経営支援・連携支援にも取り組んでまいりました。

平成26年度は、引き続き復興を重視した保証や企業訪問を積極的に行い経営実態に応じた提案型の保証推進に加え、起業・創業の支援を行うほか様々なPR活動による保証協会の周知により利用企業の拡大を図るとともに、関係機関と連携を密にした経営支援や再生支援に積極的に取り組み、中小企業者の良きパートナーとして「信頼される協会、顔の見える協会」を目指し役職員一同全力で努めてまいりますので、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年9月

プロフィール (平成26年4月1日現在)

名 称 福島県信用保証協会

設立(認可) 昭和24年4月13日

人 格 信用保証協会法 (昭和28年8月10日法律第196号) に基づく特殊法人

信用保証の業務を行い、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

基本財産 207億円(資本金に相当)

大 基金63億円 (出捐金41億円、金融機関等負担金22億円) 基金準備金144億円

保証債務残高 件数 48,430件 金額 4,378億円

保証利用企業者数 20,531企業

役 職 員 数 理事16名(非常勤13名) 監事 3名(非常勤 2名) 職員91名(男性71名、女性20名)

事 務 所 本 店 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階、11階 郡 山 支 店 郡山市朝日1丁目27番4号 プレシャス朝日ビル2階 白 河 支 店 白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階会津支店会津若松市南千石町2番19号いわき支店いわき市平字材木町3番地の1相双支店南相馬市原町区本町1丁目3番地



昭和24年	3月19日 4月13日 5月10日 9月12日 10月 4日 11月11日	社団法人福島県信用保証協会の設立総会開催 社団法人福島県信用保証協会の設立認可 設立登記完了、業務開始、 事務所を福島市本町17「福ビル」3階、県中小企業振興本部内に設置 財団法人福島県信用保証協会の設立総会開催 財団法人福島県信用保証協会の設立認可 設立登記完了、業務開始、 福島連絡所を福島商工会議所内に設置・郡山連絡所を郡山商工会議所内に設置 若松連絡所を若松商工会議所内に設置・平連絡所を平商工会議所内に設置 白河連絡所を白河商工会議所内に設置・相双連絡所を相双商工会議所内に設置
昭和25年	6月13日 9月 7日	喜多方連絡所を喜多方商工会議所内に設置 中村連絡所を中村商工会議所内に設置
昭和26年	12月26日	白河連絡所を白河支部に昇格
昭和27年	5月 1日 7月30日 8月 8日	福島連絡所を福島支部に昇格 平連絡所を平支部に昇格 若松連絡所を若松支部に昇格
昭和28年	6月13日 12月11日	須賀川連絡所を須賀川商工会議所内に設置 郡山連絡所を郡山支部に昇格
昭和29年	4月30日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和32年	11月 9日	本所事務所を「福ビル」 3階、316号室に移転
昭和33年	9月 9日	相双連絡所を廃止し、相双駐在事務所を設置
昭和34年	3月 1日	各支部の名称を支所に改称、本部を本所と改称
昭和35年	2月12日	相双駐在事務所を相双出張所と改称
昭和38年	1月21日 4月 1日 6月10日	相双出張所を相双支所に昇格 福島支所を廃止、保証課として本所に併合 本所事務所を福島市大町4番15号「福島県商工会館」2階に移転
昭和41年	10月 1日 10月 5日	平支所の名称をいわき支所と改称 若松支所の名称を会津若松支所と改称
平成15年	7月22日	本所事務所を福島市三河南町1番20号 「コラッセふくしま」 内に移転
平成20年	11月10日	いわき支所をいわき市平字材木町3番地の1に移転
平成23年	5月16日 5月30日	白河支所を白河市道場小路96番地5「白河商工会議所会館」 内に移転 郡山支所を郡山市朝日1丁目27番4号 「プレシャス朝日ビル」 内に移転
平成25年	4月1日 11月11日	本所・支所を本店・支店に改称、保証課を福島営業店に改称 会津若松支所を会津支店に改称 会津支店を会津若松市南千石町2番19号に移転



✓ I.信用補完制度について

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、「中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度」と、「信用保証協会が日本政策 金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度」の総称です。

信用補完制度

信用保証制度

中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入 れる際、信用保証協会が公的な保証人となること により、中小企業者等の資金繰りを円滑にするこ とを目的とします。その際、信用保証協会は保証 料を受領し、また、融資が返済不履行になった場 合は金融機関に対し代位弁済を行います。

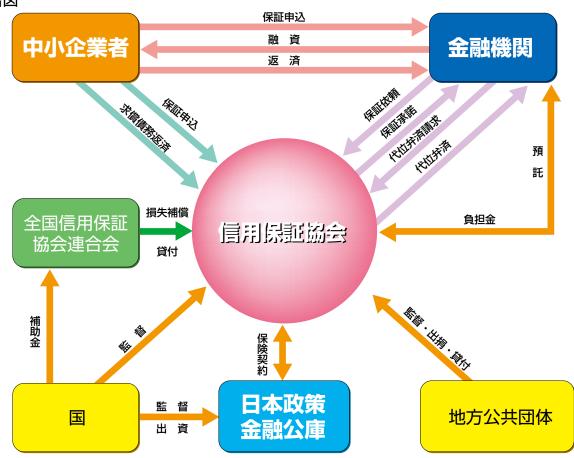
信用保険制度

信用保証協会は、日本政策金融公庫と信用保険 契約を結び、融資が返済不履行になった場合、金 融機関に対し代位弁済を行います。この際、信用 保証協会は代位弁済額の内、一定の金額を日本 政策金融公庫から保険金として受領します。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリ スクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用 保証協会は、さらに広範な中小企業者の方の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

■概略図



信用保証・信用保険制度のしくみ

■信用保証制度のしくみ



- ①~②中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾(保証書発行)します。
- ④金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済 の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。
- ⑨責任共有制度において負担金方式を採用する金融機関は、負担割合に応じた負担金を信用保証協会にお支払いいただきます。

■信用保険制度のしくみ



- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証 に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%(てん補率)を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。
- ⑥信用保証協会は、責任共有制度における金融機関からの負担金について、てん補率に応じた額を日本政策金融公庫に納付します。

У Ⅱ.平成25年度事業報告

事業概況

平成25年度におけるわが国経済は、米国・中国経済の回復など外需の持直し、円高の是正傾向などの経済回 復期待が高まり、また「中小企業金融円滑化法」の終了に伴い安倍政権による実効性ある出口戦略と強力な経済 対策「アベノミクス」実施、そして消費税率引上げによる駆け込み需要も見込まれ、景気後退局面からの脱却と堅 調な回復基調を辿ることが期待されました。

このような状況において、県内の景気は、飲食料品を中心に生活必需品など個人消費が堅調に推移しており、ま た、東日本大震災の復旧・復興関連投資の増加もあるなど、着実に持直しが続いている状況にあり、総じて県内景 気は回復基調にありますが、原子力災害による除染作業の遅れや農水産物や観光等に対する風評被害の長期化な ど不透明な部分もあり、県内景気への影響が懸念されます。

平成25年度において、当協会は、その本来の使命である中小企業に対する金融の円滑化を図るため、国・県及 び市町村の諸施策の展開、金融機関との連携強化のもと、積極的な業務推進に努めた結果、当期の業績は次のと おりとなりました。

保証承諾については、復旧・復興に向けた新たな資金需要について、各種政策保証を活用した保証を積極的に 行ったこともあって、保証申込が増加したことにより前期比件数115.7%、金額121.6%と増加しました。

保証債務残高は、保証承諾が前年を上回りましたが、償還ペースまでには及ばなかったことにより前期比件数 97.6%、金額92.5%と減少しました。

また、一件当たりの保証金額は10,474千円で前期の9,971千円に比べ大口化し、平均保証期間は54.7ヶ月 と前期の53.9ヶ月に比べ長期化しました。

一方、代位弁済は、東日本大震災と原子力災害に伴い、休業・廃業等を余儀なくされている企業が多く、また、再 生支援のための債権買取に係る不等価譲渡の要請に積極的に対応したことなどから396件、4,069,018千円と なり前期比は件数で104.9%、金額で119.0%と前年を上回りました。

また、求償権関係では、企業の現状を十分考慮しながら回収に努力した結果、元金回収で125件、1.639.496 千円となり前年比は件数で134.4%、金額で110.1%となり、当期末求償権残高は、補てん金による償却、 2,400,089千円と自己償却481,468千円の合計2,881,557千円を償却した結果、150件、727,285千円 となりました。

以上のような業務内容から、経常収入は計上保証料、責任共有負担金収入の減少により、前期に比べ626百万 円減少し、経常支出は信用保険料の増加等により、前期に比べ323百万円の増加となり、経常収支差額は1,495 百万円と前期に比べ304百万円の減少となりました。

経常外収支差額は、所定期限経過残高の減少に伴う責任準備金繰入の減少により72百万円と前期に比べ76 百万円の増加となりました。

当期収支差額は、部分保証制度に係る欠損と同額を制度改革促進基金から取崩し補てんした結果、1,661百万 円となりました。

この収支差額の剰余金の処理については、収支差額変動準備金に830百万円を、差額の831百万円を基金準 備金に繰り入れました。

保証の状況

	□	\triangle		当	期	前其	明比	計画	計画比
	区	分		件数	金額	件数	金額	金額	司巴比
保	証	承	諾	件 9,765	百万円 102,300	% 115.7	% 121.6	百万円 120,000	% 85.2
保	証債	務残	高	48,430	437,780	97.6	92.5	450,000	97.3
保訂	正債務	平均列	ま高	48,846	450,807	97.7	91.9	461,000	97.8

代位弁済及び回収状況

	区分		当期		前期比		計画	計画比	
		分		件数	金額	件数	金額	金額	可四比
代	位	弁	済	件 396	百万円 4,069	% 109.4	119.0	百万円 8,000	% 50.9
求作	求償権・償却求償権回収		125	1,639	134.4	110.1	1,450	113.1	

基本財産の状況

	区		分		前期末	当期増加額	当期減少額	当期末	構成比
基				金	6,294百万円	_	_	6,294百万円	30.4%
基	金	準	備	金	13,578百万円	831百万円	_	14,410百万円	69.6%
合				計	19,872百万円	831百万円	_	20,703百万円	100.0%

(注)百万円未満四捨五入のため項目間の合計は必ずしも一致しません。

基本財産について

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。現在、福島県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍(定款倍率といいます)と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の推移

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
184億63百万円	180億9百万円	184億56百万円	189億9百万円	198億72百万円	207億3百万円

平成25年度の主な取り組み

◇金融機関担当者研修会

金融機関の皆さんに信用保証協会の基本的な業務、当協会の現状や取り組み等を説明し、より親しみを持ち、信用保証を推進いただくことを目的として「保証業務研修会」を開催しました。

研修会は、金融機関の入行(庫・組)5年前後の融資・渉外担当者向けに平成26年1月22日~23日、参加14金融機関、参加者46名で行われました。

【研修会の内容】

- ①福島県信用保証協会の現状について
- ②信用保証業務について
- ③信用保証業務 「Q&A |
- ④経営支援業務について
- ⑤代位弁済業務について



◇キャンペーン表彰

保証利用者の拡大・保証付融資の推進のため「新規利用保証キャンペーン」、「保証債務残高増加キャンペーン」を実施しました。

実施期間は1年間で両キャンペーンとも当協会独自の表彰基準により基準を達成された金融機関店舗に対し感謝状及び記念品を贈呈しました。

「新規利用保証キャンペーン」の基準を達成されたのは31店舗、 「保証債務残高増加キャンペーン」は29店舗でした。

金融機関の皆様のご協力に感謝し、「新規利用保証キャンペーン」は達成した都度、「保証債務残高増加キャンペーン」は平成26年5月に表彰式を行いました。



◇経営支援室の設置

東日本大震災及び原子力災害により被災した中小企業の復旧・復興を支援するため、資金繰りの面のみにかかわらず、経営支援・期中支援・再生支援・連携支援の充実・強化を図るため、「経営相談課」を格上げし、「経営支援室」を設置しました。

経営支援室には、中小企業診断士の資格を有する者4名を配し(うち1名は震災の影響が特に大きかった浜通りの復興を支援する浜通り地区専任担当者としました)、福島営業店・各支店の経営支援担当者や、各関係機関と連携しながら中小企業の課題解決に向けた支援に取り組んでいます。

◇経営相談会の開催

中小企業の皆様が抱える様々な経営課題に対するアドバイス等を通じ、企業の伸展を支援するため、また、創業を志す方、創業間もない方を支援するため、当協会の福島営業店及び郡山・白河・会津・いわき・相双の各支店6ヵ所において、無料の経営相談会を開催いたしました。

延べ7回開催し、62企業の方から相談を受け、経営一般に関する課題の他、資金繰りに関わる相談、創業に関わる相談にも対応しました。

なお、平成26年度は、県内6ヵ所にて、上期、下期に各1回、延べ12回の開催を予定しています。特に下期は、創業・起業を力強くサポートするため、創業及び創業予定者の相談を強化することとしています。



◇地域金融機関等関係機関との連携

経営改善に取り組む中小企業者と、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、中小企業者の経営改善を促進することを目的として、当協会が事務局を担う「中小企業経営サポート会議」を平成25年度に設置しました。

平成25年度は、8企業に対しまして10回開催しました。

◇専門家派遣事業

当協会では、お客様の経営力向上を目的として、当協会独自に福島県中小企業診断協会と連携し、中小企業者の方のニーズに応じて、中小企業診断士を派遣し、経営課題解決のお手伝いをしています。

地域プラットフォーム「ふくしま中小企業支援プラットフォーム」の構成機関として、中小企業庁が開設する中小企業・小規模事業者向けの支援ポータルサイト「ミラサポーを通じた専門家派遣の利用もできます。

平成25年度は、福島県中小企業診断協会と連携した派遣を4企業に対し9回、支援ポータルサイト「ミラサポ」を通した派遣を6 企業に対し各1回実施しました。

福島県中小企業診断協会からの派遣費用は3回まで無料(全額協会負担)です。なお、それ以降も希望される場合、4回目以降の費用について有料(各自負担)となります。ミラサポによる派遣についても年3回まで無料ですので、併用することで6回の活用が可能になります。

◇中小企業支援ネットワーク会議

中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的として、平成24年 9月に設置され、福島県と共同で事務局を担っております。

平成25年度は、次のとおり計3回開催しました。

第3回 平成25年 6月10日開催 参加30機関、出席者43名第4回 平成25年10月24日開催 参加29機関、出席者49名第5回 平成26年 1月29日開催 参加29機関、出席者48名



◇外部評価委員会

平成25年度経営計画の業務実績についての評価を行うために下記の日程で後藤康夫福島大学教授、尾形克彦公認会計士、初 澤敏生福島大学教授により構成される「外部評価委員会」を開催しました。

今年度は、特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害から3年目となり県内中小企業の各々の実情にあった復興支援を果たし適切な業務運営を行ったかと、金融と経営の一体的支援に対して中核的な役割を果たし効率的な業務運営を行ったかの二つの視点から検証を実施しました。

☆第1回外部評価委員会

平成26年6月17日(火)



☆第2回外部評価委員会

平成26年7月3日(木)



収支計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位:円)

		(単位 : 円)
科目	金	額
│経 常収入		4,707,538,947
保 証 料	3,521,485,551	
預け金利息	6,002,357	
有価証券利息・配当金	241,586,607	
	0	
延 滞 保 証 料	7,031,875	
損 害 金	18,115,577	
事務補助金	640,058,571	
責任共有負担金	238,268,000	
雑 収 入	34,990,409	
経 常 支 出		3,212,355,608
業務費	1,117,711,623	c,= : =,occ,ccc
	579,981,441	
退職給与引当金繰入	50,339,146	
その他人件費	108,456,053	
旅费	6,550,669	
事 務 費	145,454,348	
賃 借 料	48,658,137	
動 産・不 動 産 償 却	61,147,434	
信用調査費	2,703,769	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73,991,729	
指導普及費	16,065,661	
	24,363,236	
借入金利息	0	
信用保険料	2,073,590,420	
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0	
雑 支 出	21,053,565	
経 常 収 支 差 額		1,495,183,339
経 常 外 収 入		5,805,307,245
償 却 求 償 権 回 収 金	229,865,131	
責任準備金戻入	2,930,775,524	
求償権償却準備金戻入	239,569,909	
求償権補てん金戻入	2,400,088,681	
	2,259,716,654	
損失補償補てん金	140,372,027	
補 助 金	0	
その他収入	5,008,000	
経 常 外 支 出		5,732,964,269
求 償 権 償 却	2,881,557,001	
譲受債権償却	0	
有 価 証 券 償 却	0	
推 勘 定 償 却	35,536,786	
退 職 金	5,040,550	
	2,646,842,721	
求償権償却準備金繰入	163,201,260	
その他支出	785,951	
経常外収支差額		72,342,976
制度改革促進基金取崩額		93,562,449
収支差額変動準備金取崩額		0
当 期 収 支 差 額		1,661,088,764
収支差額変動準備金繰入額		830,000,000
基本財産繰入額		831,088,764
		001,000,704

収支計算書の用語解説

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う 信用保険料です。(当期支払 保険料+前期末未経過保険 料+当期末未払保険料-前 期末未払保険料ー当期末未 経過保険料)を計上していま す。

責任共有負担金納付金

当年度受領した責任共有負 担金のうち、日本政策金融 公庫に納付した額を計上して います。

求償権償却

年度末求償権のうち法的整 理の結果回収不能となって 償却した求償権や当年度受 領した保険金相当額等を計 上しています。

責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済 が想定以上に増加した場合 の備え(支払資金)として、 保証債務残高に対して一定 の割合を積み立てています。 (洗替え方式)

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観 点から求償権の回収不能額 を見積もって一定の割合を 積み立てています。(洗替え 方式)

当期収支差額

全額基本財産 (収支差額変 動準備金を含め) に繰入れ、 当協会が健全な経営を行い 公共的使命を果たしていく上 で必要不可欠な基本財産の 充実を図ります。

支出

業務費

借入金利息

信用 保険料

責任共有 負担金納付金

その他

常

経

支 出

収

求償権 償 却

> 外 支

経

常

責任 準備金 繰 入

求償権償却 準備金繰入

その他

期 収支差額 収入

保証料

預け金利息等

責任共有

負担金

その他

保証料

決算書上の保証料は、受入保 証料のうち当該決算期間に対 応する額です。(前期末未経 過保証料+当期受入保証料 一当期末未経過保証料を計 上しています。)

預け金利息等

金融機関に預け入れた預託 金の受取利息と、社債、地方 債等からの利息配当金です。

責任 準備金 戻 入

求償権償却 準備金戻入 責任共有負担金

責任共有制度において負担 金方式を選択した金融機関 が、保証利用実績等に応じ て協会に納める負担金を計 上しています。

求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策金 融公庫から受領した保険金 と福島県から受領した損失 補償金からなっています。

求償権 補てん金 戻

> 制度改革促進基金 取崩額

部分保証にかかる代位弁済 による損失補償を補うため に制度改革促進基金を取り 崩すことができることとなっ ています。

その他

制度改革促進 基金取崩額

貸借対照表(平成26年3月31日現在)

(単位:円)

	月31日現在/		(中四·门)
借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	100,000	基 本 財 産	20,703,250,661
現金	100,000	基金	6,293,695,500
小 切 手	0	基金準備金	14,409,555,161
預けか金	11,922,306,335	制度改革促進基金	378,703,261
当 座 預 金	0	収支差額変動準備金	4,721,335,459
普 通 預 金	121,548,175	責任準備金	2,646,842,721
通 知 預 金	0	求償権償却準備金	163,201,260
定期預金	11,792,565,710	退職給与引当金	838,863,578
郵 便 貯 金	8,192,450	損失補償金	3,732,402,165
金 銭 信 託	0	保証債務	437,780,033,374
有 価 証 券	28,593,550,000	求償権補てん金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	23,792,550,000	損失補償補てん金	0
社 債	4,800,000,000	借入金	4,600,000,000
株 式	1,000,000	長期借入金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	3,420,245	短期借入金	0
新株予約券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再生ファンド出資	3,420,245	収支差額変動準備金造成資金	4,600,000,000
動産・不動産	1,063,957,221	雑 勘 定	9,577,034,741
事業用不動産	976,555,322	仮 受 金	79,256,403
事業用動産	87,401,899	保険納付金	131,932,785
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	4,378,998
損失補償金見返	3,732,402,165	未経過保証料	9,355,899,855
保証債務見返	437,780,033,374	未払保険料	3,559,474
求 償 権	727,285,136	未 払 費 用	2,007,226
譲受債権	0		
雑	1,318,612,744		
仮 払 金	267,995,510		
保証金	5,600,000		
厚 生 基 金 連 合 会 出 資 金	79,940,800		
連合会出資金	2 000 000		
建合云樹 佐 未収利息	2,868,980		
木 収 利 总 未経過保険料	45,255,610		
本	916,951,844	合 計	49E 141 667 000
百二二	485,141,667,220	計	485,141,667,220

財産目録(平成26年3月31日現在)

(単位:円)

	資	産	負 債
	科目	金 額	科 目 金額
現	1	金 100,000	責 任 準 備 金 2,646,842,721
預	lt :	金 11,922,306,335	求 償 権 償 却 準 備 金 163,201,260
金	銭 信 i	託 0	退職給与引当金 838,863,578
有	価 証 :	券 28,593,550,000	損 失 補 償 金 3,732,402,165
そ	の他有価証	券 3,420,245	保 証 債 務 437,780,033,374
動	産・不動が	産 1,063,957,221	求 償 権 補 て ん 金 0
損	失補償金見	返 3,732,402,165	借 入 金 4,600,000,000
保	証 債 務 見	返 437,780,033,374	推 勘 定 9,577,034,741
求	償	権 727,285,136	
雑	勘	定 1,318,612,744	
合	į	計 485,141,667,220	合 計 459,338,377,839
			正 味 財 産 25,803,289,381

貸借対照表の用語解説

貸方 借方 基本財産 現金・預け金 現金・預け金 株式会社の資本金に相当す 基本財産 保証利用の促進、及び代位 るものです。 弁済の支払準備資産として 金融機関へ預託しています。 制度改革促進基金 制度改革促進基金 有価証券 収支差額 協会が金融機関との適切な 変動準備金 責任共有を図る部分保証制 度により生じた損失を補填す 責任準備金 有価証券 るために造成されています。 動産・不動産 安全有利な資産運用を行う 償却準備金 ため、社債・地方債等を保有 収支差額変動準備金 退職給与 しています。 引当金 収支差額に欠損が生じた場 損失補償金 合や、急激な保証の増大等 見 返 により基本財産の増強が必 損失補償金 損失補償金見返 要となった場合には、これを 取り崩して、協会経営が不安 貸方の損失補償金のうち、 定になることを防ぐことがで 地方公共団体が行う損失補 きます。 償限度額の見返として計上し ています。 責任準備金 将来の不測の事態に備えて 年度末の保証債務残高に対 求償権 して一定の割合で積み立て います。 経理上の求償権は、代位弁 保証債務 済した金額から回収金並び 見. 汳 保証債務 に償却(回収困難なもの、日 損失補償金 本政策金融公庫からの保険 金及び福島県からの損失補 地方公共団体等が信用保証 償補てん金受領)を控除し 協会の代位弁済に基づく損 た額です。 失につき補償を行う場合の 限度額を計上しています。 借入金 地方公共団体及び全国信用 保証協会連合会から借入を 借入金 しています。 求償権 未経過保険料 未経過保証料 当年度中に日本政策金融公 未経過保証料 庫に支払った保険料のうち、 受入保証料のうち当該決算 未経過保険料 翌事業年度に係わる部分を 期間の未経過分(次年度以 未払保険料 計上しています。 降に係わる保証料)を計上し ています。 その他 その他



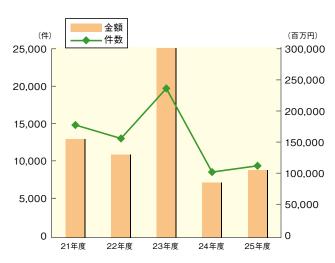
▼ II.信用保証の動向

1 主要業務数値 (5年間の推移)

保証承諾

(単位:百万円、%)

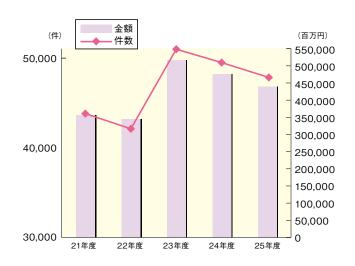
	件数	金額	前年度比
21年度	14,800	155,794	77.6
22年度	12,563	130,114	83.5
23年度	19,728	301,248	231.5
24年度	8,438	84,138	27.9
25年度	9,765	102,300	121.6



保証債務残高

(単位:百万円、%)

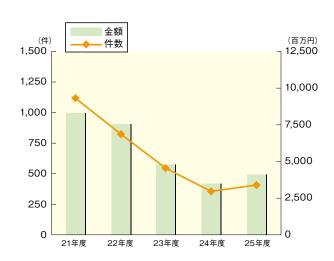
		保証債務残高					
	件数	金額	前年度比				
21年度	43,894	358,149	104.3				
22年度	42,122	342,992	95.8				
23年度	51,389	522,750	152.4				
24年度	49,606	473,176	90.5				
25年度	48,430	437,780	92.5				



代位弁済

(単位:百万円、%)

	代位弁済				
	件数	金額	前年度比		
21年度	1,117	8,462	88.0		
22年度	842	7,586	89.6		
23年度	556	4,700	62.0		
24年度	362	3,418	72.7		
25年度	396	4,069	119.0		

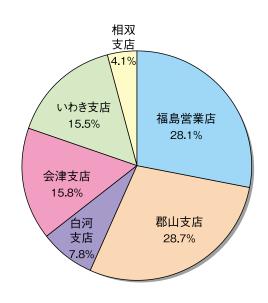


2 項目別保証の動向(25年度)

本店・支店別保証承諾

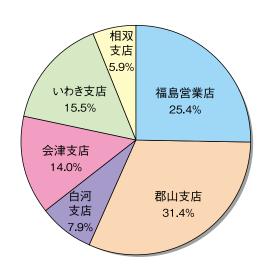
(単位:百万円)

区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	2,672	28,784	28.1	139.4
郡山支店	3,100	29,320	28.7	113.5
白 河 支 店	758	8,013	7.8	82.1
会 津 支 店	1,605	16,122	15.8	138.5
いわき支店	1,355	15,826	15.5	127.1
相 双 支 店	275	4,235	4.1	111.7
合 計	9,765	102,300	100.0	121.6



本店・支店別保証債務残高 (単位:百万円)

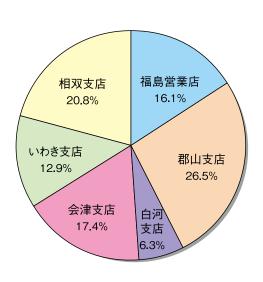
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	12,501	111,108	25.4	93.5
郡山支店	14,686	137,452	31.4	92.5
白 河 支 店	3,685	34,560	7.9	93.4
会 津 支 店	7,726	61,190	14.0	95.1
いわき支店	7,532	67,765	15.5	93.4
相 双 支 店	2,300	25,705	5.9	80.5
合 計	48,430	437,780	100.0	92.5



本店・支店別代位弁済

(単位:百万円)

	区	分		件数	金額	構成比%	前年度比%
福	島宮	営業	店	72	656	16.1	169.5
郡	山	支	店	108	1,077	26.5	88.9
白	河	支	店	16	257	6.3	111.8
俅	津	支	店	90	709	17.4	143.5
い	わき	き支	店	48	525	12.9	73.5
相	双	支	店	62	845	20.8	221.6
合			計	396	4,069	100.0	119.0



金融機関群別保証承諾

(単位:百万円)

	X	<i>5</i> .	}		件数	金額	構成比%	前年度比%
都	市	釗	艮	行	27	893	0.9	71.1
地	方	釗	艮	行	2,476	35,929	35.1	116.7
第	=	爿	<u>b</u>	銀	2,771	29,985	29.3	115.6
信	用	金	<u>></u>	庫	2,713	25,940	25.4	137.0
信	用	刹	1	合	1,765	9,337	9.1	132.1
政	府	系	機	関	13	216	0.2	140.7
そ		の		他		_	_	_
合				計	9,765	102,300	100.0	121.6

金融機関群別保証債務残高

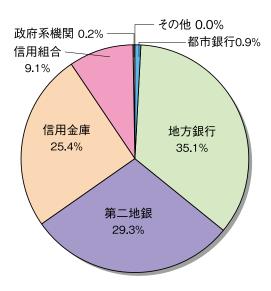
(単位:百万円)

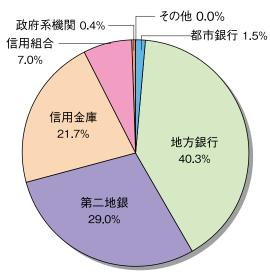
	X		分		件数	金額	構成比%	前年度比%
都	市	4	银	行	311	6,708	1.5	85.5
地	方	Í	詪	行	14,861	176,559	40.3	90.1
第	=	ţ	地	銀	14,074	127,112	29.0	92.8
信	用	1	金	庫	12,801	94,791	21.7	95.8
信	用	ź	組	合	6,282	30,739	7.0	98.1
政	府	系	機	関	101	1,871	0.4	88.6
そ		の		他	_	_	_	_
合				計	48,430	437,780	100.0	92.5

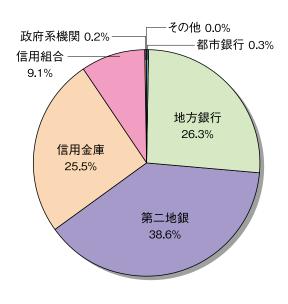
金融機関群別代位弁済

(単位:百万円)

	X		分		件数	金額	構成比%	前年度比%
都	市	j	退	行	2	10	0.3	29.6
地	方	j	泿	行	116	1,071	26.3	78.3
第	=	ţ	也	銀	124	1,572	38.6	163.2
信	用	10	金	庫	105	1,037	25.5	140.3
信	用	á	狙	卟	48	369	9.1	173.9
政	府	系	機	関	1	10	0.2	9.3
そ		の		他	1	_	_	_
合				計	396	4,069	100.0	119.0



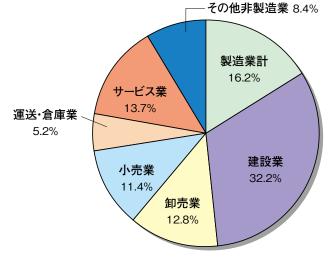




業種別保証承諾

(単位:百万円)

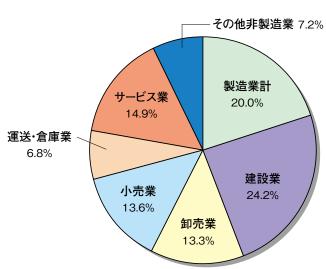
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	204	3,316	3.2	131.3
機械工業	234	3,268	3.2	112.2
金属工業	208	2,848	2.8	169.1
電気機器工業	113	1,383	1.4	83.1
その他製造業	629	5,765	5.6	108.2
製 造 業 計	1,388	16,580	16.2	117.4
建 設 業	3,249	32,968	32.2	123.4
卸 売 業	1,049	13,098	12.8	118.4
小 売 業	1,452	11,705	11.4	121.8
運送・倉庫業	403	5,337	5.2	107.8
サービス業	1,453	14,051	13.7	115.9
その他非製造業	771	8,561	8.4	154.0
非製造業計	8,377	85,720	83.8	122.4
슴 計	9,765	102,300	100.0	121.6



業種別保証債務残高

(単位:百万円)

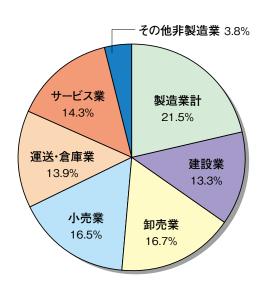
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	1,248	14,988	3.4	91.7
機械工業	1,243	14,956	3.4	95.5
金属工業	1,100	13,905	3.2	94.1
電気機器工業	784	9,851	2.3	87.1
その他製造業	3,986	33,896	7.7	88.3
製 造 業 計	8,361	87,596	20.0	90.8
建 設 業	12,734	106,133	24.2	93.6
卸 売 業	5,155	58,152	13.3	89.5
小 売 業	8,134	59,406	13.6	92.1
運送・倉庫業	2,326	29,621	6.8	90.6
サービス業	7,665	65,428	14.9	93.4
その他非製造業	4,055	31,444	7.2	100.8
非 製 造 業 計	40,069	350,184	80.0	93.0
숌 計	48,430	437,780	100.0	92.5



業種別代位弁済

(単位:百万円)

区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	5	58	1.4	59.5
機械工業	9	92	2.3	25.9
金属工業	9	80	2.0	482.5
電気機器工業	17	176	4.3	212.0
その他製造業	48	471	11.6	219.1
製 造 業 計	88	877	21.5	113.9
建 設 業	65	541	13.3	64.4
卸 売 業	44	679	16.7	124.6
小 売 業	86	671	16.5	110.4
運送・倉庫業	42	566	13.9	577.8
サービス業	47	582	14.3	165.0
その他非製造業	24	153	3.8	74.6
非 製 造 業 計	308	3,192	78.5	120.5
슴 計	396	4,069	100.0	119.0



> Ⅳ.経営計画について

第三次中期事業計画(平成24年度~平成26年度)

福島県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、県内経済動向に的確に対応し、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成24年度から26年度までの3ヵ年間における業務上の基本方針として以下に掲げる項目を重点項目とし、中小企業者の資金調達の円滑化に向けて積極的に取り組むこととします。

① 東日本大震災及び原子力災害への対応

- ① 経営環境が厳しい状況下において、復旧・復興に向けて努力する中小企業に対して資金繰りの円滑化を図るため、被災地域の実態に応じて積極的かつ柔軟な取扱いを行い、復興支援に努めます。
- ② 国及び県・市町村の各種保証制度を利用した資金調達について、きめ細やかな相談を行い、迅速かつ的確な保証を行います。
- ③ 今後、代位弁済の増加が予想されることから、協会の財務体質の強化に取り組みます。

② 中小企業者の二一ズに応じた保証の促進

- ① 中小企業者の実情に即した国及び県・市町村の保証制度の利用拡大に向け、引き続き積極的かつ柔軟性を持った取り組みを行います。
- ② 県内産業の復興及び発展に貢献するため中小企業者の多様な二一ズに迅速かつ柔軟に対応します。
- ③ 中小企業の良きパートナーとして「顔の見える協会」を目指すため、直接訪問し状況把握に努め、実情に応じた保証制度の紹介や経営診断システム (MSS) を利用した経営の効率化等のアドバイスを行い、積極的に復興へのサポートをします。
- ④ 新たに創業する中小企業者や新分野に進出する中小企業者に対し積極的に支援します。

③ 経営支援・再生支援の充実

- ① 東日本大震災や原子力災害により被災した中小企業者の復旧・復興に向けて、中小企業診断士の資格のある当協会職員を活用して、経営・金融相談を行います。
- ② 東日本大震災や原子力災害により甚大な被害を受けた中小企業者の再生を図るため、「福島県中小企業再生支援協議会」、「福島県産業復興相談センター・福島産業復興機構」、「東日本大震災事業者再生支援機構」、及び金融機関と連携し、二重債務問題の解決に取り組みます。
- ③ うつくしま未来ファンドの活用などによる再生支援を行います。
- ④ 期中支援の充実・強化のため、事業継続、発展に取り組む中小企業者に対し、関係機関連携のもとに、一体的な金融 支援及び経営支援の取り組みにより、中小企業者の質的向上を支援します。

4 適切な求償権の管理

- ① 東日本大震災や原子力災害の被災者については実態把握に努め、被災者の状況に応じた柔軟な回収策を講じます。
- ② 第三者保証人のいない求償権や無担保求償権の増加により回収環境は厳しいが、回収額の最大化を図るために期中管理の情報を共有し、代位弁済後速やかに的確な回収方針を決定、早期着手を行います。
- ③ 保証協会債権回収㈱を十分に活用し迅速かつ効率的な対応により回収促進を図ります。

5 ガバナンスの強化

- ① 中小企業金融に占める保証協会の役割に大きな期待が寄せられる中、役職員が倫理憲章等を共有しつつ行動し、法令等の遵守に継続して努め、揺るぎない信頼の確立のため「信頼される協会」を目指します。
- ② 個人情報保護法への対応について、継続して態勢の検証及び改善に取り組み、情報管理の適正化に努めます。
- ③ 協会に求められる多様なニーズに的確に応えられる職員を育成するため、資質の向上に向けた研修を計画的に実施するとともに、中小企業診断士の養成に努めます。

平成26年度経営計画

1 業務環境

県内の景気は、飲食料品を中心に生活必需品など個人消費が堅調に推移しており、また、東日本大震災の復旧・復興関連投資の増加もあるなど、着実に持ち直しています。

生産活動では、パソコン等は低調ながら全体的に国内外需要の改善を背景に持ち直しの動きが続いています。個人消費は、食料品関係や高額商品が好調なほか、消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあって乗用車新車登録台数など前年を大幅に上回って推移しており、住宅投資は、被災住宅の建替えや避難者の移転需要などにより大幅に増加しています。

公共投資は、除染事業や震災復旧工事等により極めて高い水準で推移しています。雇用動向では、非製造業を中心に人手不足の状態が続くなど有効求人倍率は極めて高い水準となっており、総じて県内景気は、着実に持ち直しています。

但し、原子力災害による除染作業の遅れや、農水産業や観光業等に対する風評被害の長期化など不透明な部分もあり、県内景気への影響が懸念されます。

2 業務運営方針

このような状況を踏まえ、当協会としては、国や県・市町村が一体となった復興支援策に呼応し、個々の企業の実情にあった最善の支援を考え、県内中小企業の維持・発展を図るため、復興を重視した保証や経営実態に応じた保証などの推進に加え、利用企業の拡大及び経営相談会の開催増加や重点支援先への期中支援の強化、さらに関係機関と連携を密にした再生支援や連携支援により中小企業の経営力向上を図ることを重点とした業務方針とします。

③ 重点課題の取組み

【保証部門】

- (1) 復興を重視した保証の推進
 - ・「東日本大震災復興緊急特例保険」、「経営安定関連特例保険」等の特例保険に係る保証制度を活用し、資金の円滑な供給を 通して復興を後押ししていきます。特に「県ふくしま復興特別資金」については、新年度から借換が可能になることから、その 借換保証に積極的に対応します。
 - ・経済状況は回復傾向にあるが、さらなる国や県の復興支援施策に呼応し、柔軟できめ細やかな対応をしていきます。
 - ・「ふくしま復興立地補助金」や「グループ補助金」採択企業の情報収集や訪問を通して、つなぎ資金の対応を含め金融機関と 協調し積極的に取り組みます。
- (2) 政策保証の推進
 - ・金融と経営支援の一体的取組みを推進する「経営力強化保証」の普及定着を図り、県内中小企業の経営力アップに努めます。
 - ・企業の資金繰りの緩和と財務体質改善のため、「県経営改善保証」を活用し、借換保証を推進します。
 - ・比較的手続きが容易で保証料や金利等にメリットのある「県・市町村の各種保証制度」を積極的にPRし、利用を推進していきます。
 - ・平成26年2月1日より適用開始された「経営者保証に関するガイドライン」については、その趣旨を尊重し適切な業務運営 に努めます。
- (3) 経営実態に応じた保証の推進
 - ・CRD(中小企業の財務・非財務情報、デフォルト情報)を活用した「審査支援システム」の運用により審査の効率化と平準化を図り、適正な保証推進に努めます。
 - ・企業訪問を積極的に実施し、経営状況を把握するとともに、実情に応じた保証の提案や「McSS」(中小企業経営診断システム)を活用した経営効率化等のアドバイスを行い、経営実態に応じた保証を推進します。
 - ・金融機関との提携保証である「特別追認」は、経営実態に応じて簡易、迅速に対応ができる保証であり、積極的に推進します。

(4) 利用企業の拡大

「避難指示区域」のある浜通り地区の協会利用企業の減少が著しく、全体としても協会利用企業者数が減少しています。協会利用企業者の浸透率は28.8%と全国に比べ低位にあるため、浸透率30%を目標に以下の施策に取り組みます。

1) 協会利用への積極的働きかけ

ア.中小企業者への働きかけ

- ・企業訪問をはじめ、メディアの活用、関係団体の会合へ出席してPR等により、保証協会の周知、利用促進に取り組みます。
- ・個々の企業の状況に応じた助言や提案を行う「提案型」の保証を推進します。

イ金融機関への働きかけ

- ・県内金融機関の若手行員(入行5年程度の融資・渉外担当者)を対象とした「保証業務研修会」を実施し、保証制度理解、習得を通して、金融機関からの保証利用拡大を図ります。
- ・「新規企業キャンペーン」等を継続実施し、協会利用を働きかけます。
- ・金融機関の本部及び営業店を訪問し、積極的に情報交換して一層の信頼関係の構築に努めます。

2) 創業者への積極対応

- ・ 実地調査や経営者との面談を通して、事業の将来性や経営手腕等を的確に判断し、事業計画に対する助言及び開業後のフォローアップを行うなど、きめ細やかな対応に努めます。
- ・産業競争力強化法の施行により創設された「支援創業関連保証」(創業等関連保証、創業関連保証、再挑戦支援保証の 一部改正)を積極的に活用します。
- ・既存の「県起業家支援保証」、市町村の創業支援関係の保証制度を積極的に活用します。
- ・国の創業補助金等の活用を働きかけ、補助金受領までのつなぎ資金の対応を含めきめ細かく対応します。

【期中管理部門】

- (1) 経営相談の強化
 - ・経営相談会(創業者向けも含む)の開催数を増加させ、直接中小企業と面談し親身な対応を通じ信頼関係を築き、課題解決 に向けた取り組みにより経営力向上に繋げます。
 - ・東日本大震災や原子力災害の被災中小企業者に対する支援強化として、引き続き浜通り地区専任担当者を配し、積極的に 経営相談に取り組みます。
- (2) 期中支援の強化
 - ・現在、大口保証先についてフォローアップシートを作成し、より早期の実態把握に努めているが、さらにその中から、協会利用 率が高い先など重点支援先を抽出し、金融機関等と連携しながら適切なコンサル機能を発揮して経営力向上に努めます。
 - 「McSS」簡易診断などの経営情報の提供や関係機関との連携支援により、経営力向上を図ります。
 - ・「セーフティネット保証」や「東日本大震災復興緊急特例保証」・「経営力強化保証」等の利用先に対するモニタリングを継続 実施します。
 - ・条件変更先や延滞先について引き続き弾力的な対応を行い、経営改善への取り組みを支援します。
- (3) 再生支援の強化
 - ・東日本大震災や原子力災害により甚大な被害を受けた中小企業の再生を図るため、「福島県中小企業再生支援協議会」、「福島県産業復興相談センター・福島産業復興機構」、「東日本大震災事業者再生支援機構」、及び金融機関と連携し、二重債務問題の解決に取り組みます。
 - ・「福島県中小企業再生支援協議会」等が関与する保証先の企業再生について、再生可能と判断される場合には、当協会も出 資する「うつくしま未来ファンド投資事業有限責任組合」等が債権買取などの手法で行う求償権放棄や不等価譲渡の要請に 応え、企業再生に積極的に取り組みます。また、中小企業診断士の資格を有している当協会職員を積極的に活用し、求償権 消滅保証のための再生計画の策定支援や、その後のモニタリングを実施します。

(4) 連携支援の強化

- ・中小企業支援機関(商工会議所・商工会等)や中小企業診断士協会、税理士会等の専門機関とコミュニケーションを図り連携します。
- ・「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を主催し、構成員(金融機関等)と連携を強化します。 また、経営課題解決に向けた取り組みとして、外部専門家派遣事業を活用します。

【回収部門】

(1) 早期回収の着手

代位弁済後の初動調査を充実させ、債務者、保証人の実態を的確に把握し、回収手段、実施時期等について「管理統括課」に おいても充分検討した上で、早期着手とその後の進行管理に努め回収の向上を図ります。

(2) 回収目標額の設定及び管理

営業店・支店別に回収目標額を設定のうえ、年度当初に「管理統括課」と各店担当者及びサービサーの合同会議を開催し、問題点の共有と回収方針の打合せを行います。また、管理統括課担当者が営業店・支店に出向き、回収方針の進捗状況の確認とその後発生した問題点の協議を行い回収戦略の徹底を図ります。下期においては上期の回収実績を踏まえ、問題点の解決と年間目標額を達成するために、再度合同会議を開催し全体の意思統一を図ります。

(3) 無担保求償権の回収促進

無担保求償権及び実質無担保求償権についてサービサーに積極的に委託し、定期的な会議やヒアリング等を通じ相互協力により回収促進を図ります。

(4) 不動産担保のある求償権の回収促進

不動産担保のある求償権については、的確な時期、適切な処分方法を検討しながら、効率的な回収促進に努めます。

【コンプライアンス部門】

- (1) 法令等遵守の推進
 - 1) コンプライアンス・プログラムを制定し、法令等遵守を継続して推進します。
 - 2) 法令等の遵守状況と個人情報保護法の対応について、引き続き検証を行ない改善に取り組みます。
 - 3) 反社会的勢力に対しては、データベースの適正活用により不正利用や詐欺的行為の未然防止を図ると共に、警察などとの連携強化や職員研修など、反社会的勢力への対応を強化します。
 - 4) コンプライアンス・チェックシートによりコンプライアンスの行動、浸透状況についての確認を行い、更なる職員認識
 - の向上に取り組みます。
 - 5) コンプライアンス事例を会議・研修会等でフィードバックし、再発防止に努めます。
 - 6) 集合研修、職場内研修でコンプライアンスの啓発に取り組みます。
 - 7) 内部検査を実施し、不正過誤の防止に努めます。

【その他間接部門】

(1) 組織力の向上

各取り組みについてプロジェクトチームを設置する等、積極的に職員を取り組みに参画させ組織力の向上に努めます。

- 1) 業務の推進及び改善
- 2) 文書管理システムの整備
- 3) 次期システムの決定
- 4) 講演会等のイベントの開催
- 5) その他

(2) 人材の育成

中小企業診断士について、現在6名を有するが、更に3名が一次試験を受験し資格取得を目指します。今後10名程度を目指し、資格取得に向けて全面的にバックアップしていきます。また、保証業務、管理業務及び経営支援業務に関する内外の研修に職員を積極的に参加させ、常に複数業務に精通する人材の育成に心掛けていきます。

(3) 財政基盤の強化

費用対効果を念頭に置いて、経費削減に努力するとともに、国及び福島県等に対して、補助金等の増額や損失補償制度の充実などの財政支援について継続して要望していきます。

(4) 広報活動の充実

復興支援、経営支援をはじめ協会における重点取り組みや現状を、ホームページや月報等を通じまた、講演会等の企画により 積極的に広報し、顔の見える協会の具現化を図ります。

(5) 「郡山支店」の移転

郡山支店は、中小企業者の利便性向上等のため郡山商工会議所会館に入居することが決定しており、同会館の今年度中の完成にあわせてスムーズな移転を目指します。

(6) 共同化システムの安定稼動とシステム開発の円滑な対応

現行システムの信頼性確保と安定稼動に向け、システム開発の依頼先並びに同一ユーザー協会との情報の共有化を図り、システムの円滑な運用に努めます。

(7) 次期システムの継続検討及び決定

東北各協会と連携して次期システムの決定のため、他の共同システム利用協会の情報収集に努めます。

(8) 被災によるシステム障害に備えてのネットワーク構築

本店被災時のサーバ二重化、本店回線不通時の回線二重化を検討実施します。

4 事業計画

平成26年度の保証承諾等の主要業務数値計画は以下のとおりです。

(单位:百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比
保 証 承 諾	130,000	108.3
保証債務残高	420,000	93.3
代 位 弁 済	8,000	100.0
実際回収	1,850	123.3

※実際回収とは、元金及び損害金の回収をいいます。

平成25年度経営計画の業務実績評価報告

福島県信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき運営されている公的機関として、「信用保証」機能を通じ中小企業金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様な二一ズに対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

今般、平成25年度経営計画の業務実績についての評価を行うにあたっては、 平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害から3年目となり県内中小企業の各々の実情にあった復興支援を果たし適切な業務運営を行ったかと、金融と経営の一体的支援に対して中核的な役割を果たし効率的な業務運営を行ったかの二つの視点から実施し、後藤康夫福島大学教授、尾形克彦公認会計士、初澤敏生福島大学教授により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえて、次のとおり評価報告書を作成しましたので、ここに公表いたします。

重点課題への取り組み

平成25年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況は、以下のとおりです。

1 保証部門

(1) 復旧・復興への支援

復旧・復興に向け努力している中小企業者を支援するため、「震災関連保証」等の積極推進を重点課題として親身な対応、適切なアドバイス、迅速な処理を行い、平成25年度の保証承諾は9,765件、102,300百万円(前年比件数115.7%、金額121.6%)と増加しました。企業訪問により各種保証制度のPR等を行いましたが、中小企業者の実態に応じた一歩踏み込んだ提案が充分でなかった事や東京電力からの賠償金の入金等で、企業の資金繰りは落ち着いている事により、計画である保証承諾120.000百万円の達成には至りませんでした。

(2) 政策保証制度の推進

国の施策による各種特別保証制度については、中小企業の実情に即した保証の推進を図り、「震災関連保証」の保証承諾は、1,811件、23,836百万円(前年比件数97.6%、金額112.0%)と件数では前年度をやや下回りましたが、金額では前年を上回りました。「セーフティネット保証」に係る保証承諾は173件、3,207百万円(前年比件数88.3%、金額99.4%)と件数は減少しましたが、金額では前年並みを維持しました。

(3) 経営力強化保証制度の推進

保証業務協議会、金融機関への説明会等で保証推進を図り、保証承諾は71件、1,154百万円の実績を計上できました。 但し、上期は35件、678百万円と順調でありましたが、制度のメリットのPRが充分ではなかったことから、下期の承諾が伸びず、計画である年間100件、20億円には届きませんでした。

(4) 金融機関提携保証の推進

スピーディーな対応ができ、中小企業者、金融機関からも好評である「特別追認保証」の利用を推進した結果、保証承諾は、2,938件、金額31,291百万円(前年比件数119.0%、金額122.5%)となり前年度に引き続き好調でした。

(5) 経営実態に応じた保証の推進

「MSS」を活用した経営効率化等のアドバイスを行い「特別追認」や保証料や金利等にメリットのある「市町村制度」の利用を提案する等、提案型の保証を推進しました。

(6) 地域に密着した保証の推進

企業を訪問し、経営状況を把握するとともに、実情に応じた保証の提案を行い、効果的な保証の推進に取り組んだ結果、年間訪問先の目標数500企業に対し、審査部門319企業、経営支援部門238企業の計557企業を訪問し、計画比111.4%の実績を残すことができました。訪問先からは好意的に受入れられ、若手職員の資質向上にもつながりました。

但し、新規案件を中心とした保証申込に係る訪問が殆どであり、今後は、さらに企業訪問を充実させて様々な手段(手法)により顧客のニーズをキャッチして、これまで以上に顔の見える協会をアピールする必要があります。

(7) 利用企業の拡大

今年度も「新規企業キャンペーン」を実施し利用企業の拡大に努めた結果、1,377企業の新規利用がありましたが、代位弁済先企業も含め減少企業が1,470企業有り、結果として、利用企業者数は、20,531企業となり、前年に比べて93企業減少しました。今後はさらに企業訪問を推進し、協会のPRを行い、利用企業者の増加に努めます。

2 期中管理部門

(1) 経営・金融相談体制の充実・強化

初めての取り組みとして各窓口で「経営相談会」を実施しました。県内6か所で計7回開催し、62企業からの相談があり、経営課題に向けて親身に応対しました。相談企業のうち、3企業に対して専門家を派遣、課題解決の一助を担いました。

また、窓口に経営支援担当者10名を配置し、延べ257企業について直接訪問や窓口相談により経営支援に努めました。 被災中小企業者に対する支援強化として、経営支援室に「浜通り地区専任担当者」1名を配し、窓口や金融機関と連携、累計90企業に訪問し、実態把握と経営支援に努めました。

(2) 期中支援の強化

大口保証先(保証債務残高50百万円以上)のフォローアップとして、金融機関から866企業の決算書を受領しCRD入力の上、決算状況の把握に努めました。その中で、CRDカテゴリが低い先などから107企業を抽出しフォローアップシートを作成、経営支援が必要と判断した10企業について直接訪問し、現況把握と経営支援に努めました。

経営支援室が直接関与する重点支援先として協会利用率の高い14企業を選定し、直接訪問の上、経営課題等についてのヒアリングを行うなど経営力強化に向けた支援に努めたところ、継続的な相談や専門家派遣を活用したい等の意見を受けました。相談後、専門家派遣を1企業、経営サポート会議を1企業が利用しました。

企業訪問時や経営相談に訪れた216企業に対し、中小企業経営診断システムMSSによる簡易診断、経営情報の提供を行い、事業者の経営力向上に努めました。

経営力強化保証等利用先に対するモニタリングは、対象先延べ2,601企業について金融機関からの業況報告書の提出により現状を確認しました。

また、「中小企業金融円滑化法」終了に伴う対応として、期間延長の条件変更2,254件、15,452百万円(前年比110.9%)、返済方法変更3,225件、41,832百万円(前年比94.7%)を承諾しており、引続き弾力的な対応を行い経営改善への取り組みを支援しました。

なお、法的整理など調整不能先12企業258百万円(前年比19.1%)について早期代位弁済を実施しました。

(3) 再生支援の強化

(ア) 二重債務対策として、「福島県産業復興相談センター・福島産業復興機構」や「東日本大震災事業者再生支援機構」からの債権買取要請に対し、30企業について債権譲渡等支援を実行しました。

債権譲渡等の支援により対象企業の実質金利負担の軽減を図り、資金繰りが改善されたほか、対象企業に従事する 394名の雇用維持が図られました。

また、債権譲渡後の資金需要についても30件中16件については新規保証を行い、復興に向け積極的な対応を行いました。

(イ) 「福島県中小企業再生支援協議会」の支援の下、作成した再生計画に基づきリスケジュールによる資金繰り支援を22企業、第二会社方式による実質求償権放棄・求償権消滅保証による支援を2企業対応し、中小企業金融円滑化法終了に伴い資金繰りに窮する企業の事業再生にも積極的に取り組みました。

「うつくしま未来ファンド投資事業有限責任組合」を活用した支援として、当協会利用先の関連企業2企業に対し、株式引受2件、社債引受1件の支援を行いました。

(4) 連携支援の強化

「福島県中小企業診断協会」と連携し、専門家を協会負担で3回まで派遣できる枠組みを作りました。これには4企業に対し、年度内に9回(2企業が次年度に継続)派遣しました。

平成25年11月には、中小企業庁が取り組む「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」に係る地域プラットフォームに参加したことで、支援ポータルサイト「ミラサポ」により、中小企業施策の最新情報の収集や全国の各種専門家の派遣が可能となり、6企業に各1回の専門家派遣を行いました。

「福島県中小企業支援ネットワーク会議」における個別事業者を支援する枠組みとして「経営サポート会議」を創設し8企業に対し10回開催しました。

「外部専門家派遣事業」、「経営サポート会議」は、年度途中から新たに取り組み始めたものであり、今後、更なる利用促進・拡大に努め、経営支援に繋げていきます。

3 回収部門

(1) 早期回収の着手

当年度から代位弁済部門と回収部門を統合した組織改正の効果を活かし、代位弁済審査時点から情報を共有し、求償権実態報告書に基づいた窓口への回収方針の確認と指導を行い、迅速な対応により求償権回収の早期着手に努めました。

(2) 回収目標額の設定及び管理

福島営業店・支店別に回収目標額を設定し管理統括課と協会窓口担当職員並びにサービサーとの合同会議を開催、また管理統括課職員が窓口並びにサービサーへ出向いて、目標額に対する進捗状況管理と回収業務上の問題点の解消及び不動産担保付求償権の処分方針の協議に努めました。

(3) 無担保求償権の回収促進

無担保求償権や第三者保証人を徴求しない求償権の増加により回収環境が厳しい中、サービサーの積極的な活用やきめ細やかな折衝に努めた結果、無担保回収額(元損)は1,214百万円(前年比147.7%)となり、債権買取を除いた通常回収においても784百万円(前年比119.7%)と増加しました。

(4) 不動産担保のある求償権の回収促進

不動産担保のある求償権については適切な方法により不動産の処分に努めましたが、地域により不動産需要に差があることから、競売・任意売却を合せた不動産担保処分による回収額は475百万円(前年比64.9%)と減少しました。

4 コンプライアンス部門

(1) 法令等遵守の推進

公的保証機関としての社会的責任を果たすため、役職員が倫理憲章等を共有し、法令等を遵守し誠実かつ公正な事業活動を遂行することが必要であるとの認識に基づき、コンプライアンス・マニュアル並びに関連マニュアルの遵守と個人情報保護法への対応として、情報管理、情報漏洩の防止に努めました。

- (ア) コンプライアンス・プログラムの制定を行い、役職員に周知を図り、委員会、担当者会議、研修会等により法令等の遵守を継続して推進しました。
- (イ) 法令等の遵守と個人情報保護法の対応について、実施状況の検証を行い過誤の防止に努めました。

なお、個人情報の誤廃棄が発生し、監督官庁へ報告するとともに、各会議において事例のフィードバックを行い、周知を図り再発防止に努めました。

また、全部署で個人データ管理台帳を整備し、管理体制の強化を図りました。

- (ウ) コンプライアンス・チェックシートにより、コンプライアンスの行動、浸透状況についての確認を行い、更なる職員の認識向上に努めました。
- (エ) 保険料の過払い・未払い並びに保証料の過収・未収が発生し、監督官庁へ報告を行いました。併せて、再発防止のため事例を会議・研修会等でフィードバックし、注意の喚起を図り再発防止に努めました。
- (オ) コンプライアンスについての研修は、階層別、職能別による研修会において実施し、啓蒙を図りました。
- (カ) 内部検査を行い不正過誤の防止に努め、指導した事項については会議でフィードバックし注意の喚起を図りました。 また、コンプライアンスに関するアンケートを実施し更なる職員の認識・意識の向上に努めました。

(2) 反社会的勢力への対応強化

「反社会的勢力との対応連絡会議」を設置し、「反社会的勢力等のデータベース構築に係る実施要領」を制定の上、その運用を開始しました。

5その他間接部門

(1) 組織改正の検証

平成25年4月に施行した組織改正の円滑な実施および効果を検証するため、8月に組織改正検証委員会を設置しました。

(2) 人材の育成

中小企業診断士については、9月に1名が資格を取得し、診断士の有資格者は6名となりました。

資格取得希望者に通信教育、外部集合研修を受講させたほか、診断士資格を有する職員を講師として勉強会を6回開催し、習熟度の向上に努めました。

外部研修では、保証業務6名、管理業務3名、経営支援業務3名の職員を受講させ、資質の向上に努めました。 また、信用調査検定の受講要件を明確化し、26年度において受験者が増加するようにしました。

(3) 財政基盤の強化

県に対して財政支援を要望した結果、平成26年度から、保証債務残高の約4割を占める「ふくしま復興特別資金」について福島県の損失補償が認められることとなり、財政基盤の強化が図られることとなりました。

(4) 広報活動の充実

組織改正により本部機構が大幅に改正されたことから、各部署の人員配置や業務内容の紹介、経営相談会の開催案内や「福島県中小企業支援ネットワーク会議」等の開催状況など重点取組みや現状を保証月報やホームページに掲載するなど積極的な広報活動に努めました。なお、協会業務の周知など中小企業者へ効果的なPR活動が充分に行えなかったことから今後、PR方法等検討しながら広報活動の充実を図っていくこととします。

(5) 「会津支店」の新築移転

会津若松市南千石町に延面積451.39㎡の新事務所を建築し、11月11日から業務を開始し、スムーズな移転を実現することができました。

(6) 共同化システムの安定稼動とシステム開発の円滑な対応

東北各県との情報共有化を図り、システムの不具合もなく、新設保証制度のシステム対応もでき、全体として円滑なシステム運用を行うことができました。

(7) 次期システムの検討及びリース期間満了に伴う機種の入替え

次期システム検討のため他県視察による情報収集をし、また、年度中にシステム本稼動した協会の説明会に参加し、東北 各県電算共同システム協議会の中でも最終方針を取り纏め、個別の協会としての次期システム検討を具体化するため1月に 次期システム検討委員会を設置しました。

リース期間満了となるパソコン・プリンタ・サーバの入替えをスムーズに行うことができました。

(8) 被災によるシステム障害に備えてのネットワーク構築

本店被災に備え、サーバ二重化については会津支店内にサーバ室を確保、また、本店回線の障害に備え回線の二重化を協会・ベンダー2社・NTT2社と検討を行い、平成26年度実施の予定です。

外部評価委員会の意見等

平成25年度は3.11から3年目となりました。まず最初に県内の状況をどう見るかから始め、以下の3点について意見をまとめました。

福島県は、震災前から産業の空洞化やバブル崩壊、そして少子高齢化など極めて厳しい状況にありました。3年前から見て数字の上では良くなっていますが、中身を見ると復興補助金と東京電力からの賠償金によって一時的に支えられているのが実態です。また、賠償金に頼って、経済合理性に欠ける経営を行う企業も見られ、賠償金が打ち切られた時にこのまま企業の存立基盤がもつのか懸念され、いかに経営指導を強化していくのかが重要になってきます。従って、保証協会の業務運営の在り方や評価の在り方についても、長期的かつ全体的評価の視点が求められています。

さて1点目は、平成25年度経営計画に係る自己評価について、日本経済の動向や震災などの影響が及ぼす外的要因に加え、今回新たに協会の取り組みなどに起因する内的要因についても評価をするなど、自己分析的かつ客観的になって自己評価の基準も洗練されてきており高く評価できます。

2点目は、初めての取り組みとして、県内6ヵ所で計7回の「経営相談会」を開催し、62企業から相談を受け、うち3企業に対して専門家派遣を行うなど、企業の課題解決に役立った成果は、今後の保証協会の果たすべき役割の確かな足掛りになったものと大いに評価できます。

3点目は、他方で復旧・復興に向け努力している中小企業者を支援するため、「震災関連保証」など各種保証制度の積極推進を重点課題として、企業訪問によりPR等を行っていましたが、中小企業の実態に応じた一歩踏み込んだ保証の提案が充分行えなかったことや、東京電力からの賠償金の入金や復興補助金等で企業の資金繰りが落ち着いていたため、計画である保証承諾1,200億円の達成ができなかったことは反省材料で、今後はさらに企業訪問を充実させて様々な手段・手法により経営状況や経営実態を把握するとともに、中小企業のニーズをキャッチして各々の企業の実情に応じた保証の提案や経営支援等のサービス向上を目指すなど、これまで以上に「顔の見える協会」をアピールしていく必要があり、今後の努力を大いに期待します。

なお、いまだ収束の目途が立たない原発問題を抱える福島県は、人口流出による少子高齢化や後継者問題など長期に亘り課題解決に向けた取り組みが必要であり、その中で保証協会に求められる役割を果たし、その期待に応えられるようしっかりとした基盤を築き、県内中小企業の発展に積極的に取り組まれることを期待します。

詳細については、ホームページにてご覧になれます。

http://www.fukushima-cgc.or.jp/

V.保証利用のご案内

ご利用になれる保証の限度額

									個人・法人	組合
_			般		保	į		証	2億円	4億円
無		担		保		保		証	8,000万円	8,000万円
無	担	保	無	保	証	人	保	証	1,250万円	1,250万円

- ※ 無担保無保証人保証は他の保証と併用することはできません。
- ※ 公害防止・新事業開拓など上記限度額とは別に取扱いできる保証があります。
- ※ セーフティネット保証や東日本大震災復興緊急保証など上記限度額とは別枠で利用できる保証もあります。
- ※ 特定社債保証はセーフティネット保証を除く一般保証、無担保保証と合計で5億円が限度となります。
- ※ 流動資産担保融資保証は他の制度との合算限度額はなく、別枠で利用できます。

保証をご利用になれる方

個人事業者及び会社・組合等法人事業者であって、次の資格要件にあてはまる方が、ご利用になれます。 なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象となりません。

住所・営業実績

個人の場合は住居または事業所を、法人の場合は本店または事業所を、福島県内に有していること。 営業年数は問わず現に事業(保証対象業種)を営んでいること。

なお、制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

資本金·従業員数

事業の規模(資本金・従業員数)が次の条件にあてはまること。

業種	資 本 金	従業員
製 造 業 等 (建 設 業 、運 送 業 等)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
小 売 業 (飲 食 店 を 含 む)	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	_	300人以下

ただし、次の政令特例業種については次のとおりとなります。

	j	政令	特例	業	種		資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 「自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。							3億円以下	900人以下
ソ	フ	٢	ウ	I	ア	業	3億円以下	300人以下
情	報	処 理	サ	_	ビス	業	3億円以下	300人以下
旅			館			業	5千万円以下	200人以下

- ※ 従業員は、常時使用する従業員数となります。なお、個人の場合の事業主と同一生計にある三親等以内の親族、法人の場合の役員は、常時使用する従業員数には含まれません。
- ※ 法人は、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。
- ※ 個人については、常時使用する従業員数の条件を満たす方です。

資金使途

保証の対象となる借入金の資金使途は、事業経営に必要な運転資金又は設備資金などの事業資金であることが必要となります。 生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となりません。

保証対象業種

中小企業者であればほとんどの業種が対象となります。

ただし、農林漁業(一部対象業種あり)、性風俗関連特殊営業、サービス業の一部、金融業及び宗教法人・学校法人・非営利団体等は保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

- 1.実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- 2.本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- 3.財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申出があった場合

担 保

担保は必要な場合があります。

責任共有制度

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様に対するより一層の支援を行うことができるようにすることを目的に平成19年10月1日より導入されました。

「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれか一方の方式を選択、採用することになっています。いずれの方式においても金融機関の負担割合は同じです。

なお、金融機関の採用した方式がいずれであっても、ご利用になる中小企業の皆様にご負担いただく信用保証料は同じです。

負担割合

原則として、保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

保証協会80% 金融機関20%

責任共有制度の対象

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部対象から除外される保証制度があります。対象外となる保証は、従来同様、協会の100%保証となります。

【責任共有制度の対象外となる主な保証】

- ・※小口零細企業保証(「全国小口」)
- ・福島県小口零細企業資金融資保証(上記制度に準拠して創設された県制度、「県小口」)
- ・無担保無保証人制度(特別小口保険に係る)保証
- ・経営安定関連保険(セーフティネット) 1号~6号に係る保証.
- ・創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保険に係る保証
- 災害関係特例保証、東日本大震災復興緊急保証
- ※責任共有制度導入にあたり対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。

保証限度額: 1,250万円(既保証残高を含む)

対象事業者: 常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の個

人及び法人等

保証料について

保証をご利用いただく場合には、その保証金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の保証料をお支払いいただくことになります。いただいた保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営していく上で必要な費用に充当されます。

保証料率体系

保証料率は、従来は一律でしたが、保証料率の弾力化に伴い、ご利用される中小企業の皆様の経営状況に応じ次の9段階に区分された保証料率体系となり、責任共有制度の対象となる保証には責任共有保証料率が、対象外となる保証には責任共有外保証料率がそれぞれ適用されます。

ただし、セーフティネット(経営安定関連)保証や流動資産担保融資保証等の特別な保証については、例外として政策的に配慮された一律の保証料率が適用されています。

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9
責任共有保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有外保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(特殊保証)	(1.87)	(1.70)	(1.53)	(1.36)	(1.15)	(0.94)	(0.77)	(0.60)	(0.43)

- 注)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。保証書、保証料計算書等への表示は「責任共有保証料率 | として表示しています。
- 注)責任共有外保証料率は、保証委託額(100%保証ですので、貸付金額と同額となります)に対する率です。表示上は、単に「保証料率」とのみ表示することとしています。
- 注)特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証のことをいいます。
- 注)県·市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

料率区分の決定

適用する料率区分は、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用し、お客様の財務内容を総合的に評価し決定しています。

「CRD」とは、経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより中小企業金融の円滑化を支援することを目的に平成13年に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

割引制度

保証料率は、財務内容の評価だけでなく、一定の定性要因(非財務要因)も加味し決定します。現在の割引制度は次のとおりで、最大で0.25%の割引が適用されます。

1.会計処理に関する割引(全国統一割引制度) 0.1%割引

現在は、非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

2.会計参与設置に関する割引(全国統一割引制度) 0.1%割引 3.有担保保証に対する割引(全国統一割引制度) 0.1%割引

4.社会貢献企業に対する割引(当協会独自割引制度) 0.05%割引

主な保証制度のご案内

中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、豊富な「保証メニュー」を取り揃えております。

さらに、中小企業者の金融円滑化・金融費用負担軽減策として、福島県及び市町村が財政措置を講じ実施している保証制度 もあります。

主な保証制度を掲載しますので、ご参照ください。

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
通常の運転・設備資金に	普通保証	2億円(組合4億円)	必要な期間	年0.45~1.90%※
	無担保保証	8千万円	原則5年以内	134適用
大口資金を反復・継続的に	当座貸越根保証	2億8千万円	1年間もしくは2年間	年0.39~1.62%※
				①③④適用
小口資金を反復・継続的に	事業者カードローン	2千万円	1年間もしくは2年間	(無保証人 年0.90%※
	当座貸越根保証			②④適用)
小規模事業者の方の資金	県小口零細企業資金保証	1,250万円	運転 7年以内	年0.35~1.30%※
調達に		(但し、既存保証額と合算	設備 10年以内	①③④適用
		して1,250万円)	(無保証人 5年以内)	(無保証人 年0.90%※
				②④適用)
手形借入・割引を継続的に	根保証(一般)	2億円	1年以内	(一般)
	根保証(手割)			年0.45~1.90%※
				①③④適用
				(手割)
				年0.39~1.62%※
				①34適用
直接金融による資金調達に	中小企業特定社債保証	4億5千万円	2年~7年	年0.45~1.90%※
		(発行価額限度5億6千万円)	(年単位)	②③④適用
売掛債権及び棚卸資産によ	流動資産担保融資保証	2億円	根保証 1年間	年0.68%※
る資金調達に		(借入限度2億5千万円)	個別保証 	(県短期併用 年0.60%※)
			既発生債権 6カ月以内	②④適用
			将来債権 1年以内	
借換による資金繰りの改善に 	借換保証	2億8千万円	保証付既往借入金返済資金	利用する各制度に定める
		但し、中小企業信用保険法	の他事業資金経営安定関連	料率・割引適用
		第2条第5項第6号認定に係	保証での借換は原則として	セーフティネット併用
		る限度額は	10年以内その他は借換後の	1~6号年0.80%※
		3億8千万円	保証に対応する制度の取扱	7~8号年0.75%※
		(組合4億8千万円)	に準ずる 	②④適用
	 県経営環境改善保証	5千万円	15年以内	年0.45~1.60%※
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	017313	107%	1.0070%
				セーフティネット併用
				年0.70%※②④適用
 有利な事業資金の調達に	県長期安定保証	<u></u> 運転 5千万円	 10年以内(ただし、	年0.45~1.60%※
		■ 設備 1億円	┃ ┃ 土地・建物を取得する	134適用
		(併用する場合は1億円)	場合15年以内)	セーフティネット併用
				年0.70%※ ②④適用
	市町村合理化資金等保証	市町村の定めにより	市町村の定めによる	市町村の定めにより
		3百万円~3千万円		年0.15%~1.90%※
				①~④適用
海外直接投資に	海外投資関係保証	2億円(組合4億円)	10年以内	年1.15%※
				②③④適用
			İ	1

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	促進法の承認、旧創造法の	10年以内	年0.25~1.25%※
		認定、産業再生法の承認等、		①③④適用
		特許等を有する方5千万円		
		それ以外の方2千万円		
		(但し創業者については、自己		
		資金の5倍を限度)		
	創業関連保証	1千万円(支援創業関連保	10年以内	年0.85%※
		証1千5百万円)		②④適用
		再挑戦支援保証と合算して1		
		千万円、再挑戦支援保証及		
		び支援創業関連保証と合算		
		して1千5百万円、さらに創業		
		等関連保証併用で3千万円		
		(但し、無担保保証も利用した		
		場合、4制度合計で8千万円)		
	創業等関連保証	1千5百万円	10年以内	年0.90%※
		他の保証と合算した限度額		②④適用
		は創業関連保証に同じ(但		
		し、事業を営んでいない個人		
		の創業者については自己資		
		金額を限度)		
取引先の倒産、業界不振また	セーフティネット(経営安定	1号~5号及び7号~8号	運転	1~6号年0.80%※
は災害による経営の安定に	関連)保証	2億8千万円	10年以内	7~8号年0.75%※
	経済産業大臣が指定した 認定要件1~8号のいずれ	(組合 4億8千万円)	設備	県短期・県長期併用
	かの認定を受けた方	6号	20年以内	年0.70%※
	/	3億8千万円		②④適用
		(組合 4億8千万円)		
経営の安定または災害による	県緊急経済対策資金	・外的変化対応資金	10年以内	年0.35%~1.35%※
事業再建、経営の安定に	融資保証	運転 5千万円		①③④適用
		】設備 7千万円		
		(併用する場合は7千万円)		
		・経営安定特別資金	10年以内 	年0.70%※
		(経営安定関連5号の認定を		②④適用
		受けた方) 		
		5千万円		—
		・ふくしま復興特別資金		年0.50%※
		復興枠 	15年以内 	②④適用
		8千万円	40505	
		│ 激甚対策枠 │	10年以内 	
東業の成長・発展のために	5.71 東帝举吾出答人	8千万円	10年以内	年0.35%~1.35%※
事業の成長・発展のために	ふくしま産業育成資金	5千万円	10年以内 (一部15年以内)	年0.35%~1.35%※
			【(一部15年以内) 【	(一部年0.05%~1.05%※)
				①③④適用 国の特別制度併用
				単の特別制度併用 年0.65%※
				②④適用

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率	
災害による事業再建、経営	災害関係保証	・災害関係保証(東日本大震	10年以内	年0.70%※	
の安定に	事業用資産に被災を受けた 罹災証明書を有する方	災) (平成27年3月31日貸付 実行分まで) 適用地域:全国		②④適用	
		無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)			
	東日本大震災復興緊急保証 市区町村が発行する罹災 証明書・書類を有する方	無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	10年以内	年0.70%※ ②④適用	
経営力の強化を図るために	経営力強化保証	無担保 8千万円	一括返済 1年以内	責任共有	
		有担保 2億円(組合4億円)	分割返済	年0.45~1.75%※	
			運転 5年以内	①③④適用	
			設備 7年以内	責任共有対象除外の場合	
			(据置1年以内を含む)	年0.50~2.00%※	
			ただし、本制度によって保証	②③④適用	
			協会付きの既往借入金を借		
			り換える場合は10年以内		
	福島県経営力強化保証	5千万円	一括返済 1年以内	責任共有	
			分割返済	年0.35~1.25%※	
			運転 5年以内	①③④適用	
			設備 7年以内		
			(据置1年以内を含む)	責任共有対象除外の場合	
			ただし、本制度によって保証		
			協会付きの既往借入金を借	②③④適用	
			り換える場合は10年以内		

保証料率の※は、①「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して計算書類を作成したことを確認できる中小企業者、または「会計参与」を設置している中小企業者は年0.1%、②「会計参与」を設置している中小企業者は年0.1%(①の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用がない制度)、③有担保保証は年0.1%、④福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%、それぞれ表示料率より最大で0.25%引き下げられます。





VI.経営支援業務について

未曾有の東日本大震災及び原子力災害の被災は依然として県内景気に大きく影響し、復興に向けた動きが進まない状況が続いています。25年度は協会が直接関与する支援ツールとして、経営相談会・外部専門家派遣・経営サポート会議を実施したところ、利用先に好評を得保証等に繋がるなど、利用も増えてきています。26年度においても、より強化し親身な支援に繋げる必要があると考えています。

企業の倒産状況は、政府の金融支援の政策効果もあり総じて落ち着きを見せていますが、経営改善が進まない中小・零細企業の倒産増加が懸念される状況にあって、中小企業の経営力の質的向上に向けた取組や関係機関との連携により、早期の経営相談や期中支援対応により代位弁済の抑制に努める必要があります。さらに、企業の休・廃業先は増加傾向にあることから、新たな雇用創出や地域経済の活性化に貢献する創業先への支援を早急に取り組む必要があることから、具体的に次の4つの重点施策を掲げ取り組んでおります。

1. 経営相談の強化

- ①経営相談会(創業者向けも含む)の開催数を増加させ、直接中小企業と面談し親身な対応を通じ信頼関係を築き、課題解決に向けた取り組みにより経営力向上に繋げる。
- ②東日本大震災や原子力災害の被災中小企業者に対する支援強化として、引き続き浜通り地区専任担当者を配し、積極的に経営相談に取り組む。

2. 期中支援の強化

- ①現在、大口保証先についてフォローアップシートを作成し、より早期の実態把握に努めているが、さらにその中から、協会利用率が高い先など重点支援先を抽出し、金融機関等と連携しながら適切なコンサルティング機能を発揮して経営力向上に努める。
- ②『McSS』簡易診断などの経営情報の提供や関係機関との連携支援により、経営力向上を図る。
- ③「セーフティネット保証」や「東日本大震災復興緊急特例保証」・「経営力強化保証」等の利用先に対するモニタリングを継続実施する。
- ④条件変更先や延滞先について引き続き弾力的な対応を行い、経営改善への取り組みを支援する。

3.再生支援の強化

- ①東日本大震災や原子力災害により甚大な被害を受けた中小企業の再生を図るため、「福島県中小企業再生支援協議会」、「東日本大震災事業者再生支援機構」、「福島県産業復興相談センター・福島産業復興機構」、及び金融機関と連携し、二重債務問題の解決に取り組む。
- ②「福島県中小企業再生支援協議会」等が関与する保証先の企業再生について、再生可能と判断される場合には、当協会も出資する「うつくしま未来ファンド投資事業有限責任組合」等が債権買取などの手法で行う求償権放棄や不等価譲渡の要請に応え、企業再生に積極的に取り組む。
 - また、中小企業診断士の資格を有している当協会職員を積極的に活用し、求償権消滅保証のための再生計画の策定支援や、その後のモニタリングを実施する。

4.連携支援の強化

- ①中小企業支援機関(商工会議所・商工会等)や中小企業診断協会、税理士会等の専門機関とコミュニケーションを図り連携する。
- ②「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を主催し、構成員(金融機関等)と連携を強化する。また、経営課題解決に向けた取り組みとして、外部専門家派遣事業を活用する。

なお、福島営業店・各支店の窓口にも経営支援担当者を置き、皆様からのご相談をお受けしていますとともに、「McSS(中小企業経営診断システム)」(*)を活用した経営診断をお奨めするなどして経営改善の支援に取り組んでおりますので、お気軽にご利用ください。

* McSS(中小企業経営診断システム):財務データ等を入力することにより経営の状態が把握できるとともに、同 業種内での相対的な位置を確認することができる経営診断ソフトです。

☆専門家派遣事業について

お客様の経営力向上を目的として、中小企業者の方の二一ズに応じて、中小企業診断士をはじめとした専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをします。

お申し込みの流れは、下記スキーム図を参照願います。

【相談内容例】

- □ ITを導入した経営を行いたい。
- □ コストダウンを図りたい。
- □ 店舗改装を行いたい。
- □ 商品デザインを見直したい。
- □ 事業の転換をしたい、事業を多角化したい。
- □ 経営ビジョンをつくりたい。
- □ 新製品の開発についてアドバイスが欲しい。

○ 当協会独自の福島県中小企業診断協会と連携した専門家派遣

【対象者】

- ・事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家派遣を希望される方。
- ・原則として保証協会を利用している方が対象となります。

【派遣費用】

無料(全額協会負担)【※】

※ただし、最大3回までの派遣を想定しています。それ以降も希望される場合、4回目以降の費用については有料(各自負担)となります。

○中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業に係る専門家派遣

当協会は、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業に係る地域プラットフォーム(ふくしま中小企業支援プラットフォーム)の構成機関となっており、中小企業庁が開設する中小企業・小規模事業者向けの支援ポータルサイト『ミラサポ』を通じた専門家派遣の利用ができます。

専門家派遣による支援の実施にあたっては、『ミラサポ』への登録が必要となる場合があります。(ご登録にはメールアドレスが必要です。)

『ミラサポ』へ登録することで、本事業のご利用の他、お役立ち情報の取得や補助金の申請等を行うことができるようになります。詳しくは、ミラサポ★未来の企業/応援サイトhttp://www.mirasapo.jp/をご覧ください。

【対象者】

- ・事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家の 派遣を希望される方。
- ・当協会のご利用の有無にかかわらず利用ができます。

【派遣費用】

無料 ※ 最大3回まで

派遣スキーム 簡易診断 D-3 事業者 診断協会 C 当協会 当協会 D A٠ A-1 営業店・支店 経営支援室 ミラサポ 登録専門家 金融機関 A-2●当協会における専門家派遣事業の流れ 申込書 (金融機関申出の場合は、A-1→A-2→A-3) B 経営支援室宛送付 事前調査(営業店・支店担当が同行)→派遣決定 専門家派遣要請、または協会簡易診断 ●ミラサポを目的とした場合の専門家派遣の流れ (金融機関がミラサポ利用を目的とした派遣申し出があった場合は、 協会利用の有無、保証対象か対象外か、に関係なくミラサポに依頼します。) 申込、または相談 A-1 申込書提出または事前相談 A-3 申込書受領、事前ヒアリンク 経営支援室宛送付 事前調査(営業店・支店担当が同行) 専門家派遣要請

『ミラサポ』とは…中小企業庁が開設する、国や公的機関の支援情報・支援施策をわかりやすく提供するとともに、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する支援ポータルサイトです。

☆経営サポート会議

中小企業者の経営改善を促進することを目的に、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、関係者が支援に向けた方向性について意見交換を行う会議を保証協会が事務局を務め運営し、迅速かつ適切な支援に繋げます。

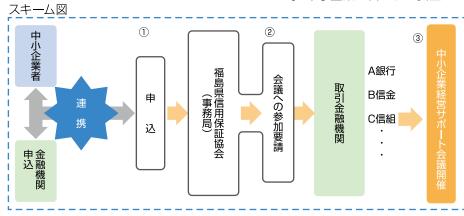
【対象者】

経営改善計画を策定するなど真摯に経営改善の努力を行っており、複数の金融機関と与信取引の中で、金融機関間の金融調整を希望する、保証協会利用のある県内の中小企業者。

経営サポート会議は、

- ■返済条件の緩和等を行いたいが、取引金融機関が複数あり思うように相談できない。
- ■経営改善を行いたいが、計画の作成方法がわからないので相談したい。
- ■事業計画や改善計画を策定したので、計画を説明したい。

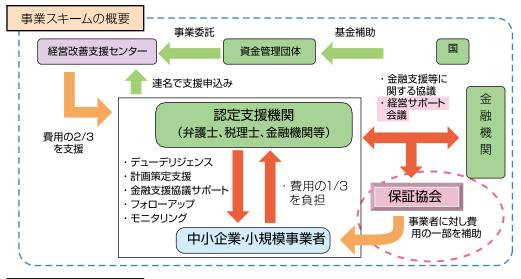
等、中小企業の皆さまの要望について協議を行います。



- ①中小企業者と主要金融機関等(申込金融機関)が連携して、経営サポート会議事務局(福島県信用保証協会経営支援室)に経営サポート会議の申込を行います。
- ②経営サポート会議事務局では、取引金融 機関に経営サポート会議への参加要請を 行い、会議開催の日程調整を行います。
- ③経営サポート会議では、中小企業者が策定 した事業計画書等を基に、中小企業者自 らが取引金融機関等の参加機関に対して 説明し支援要請を行います。

☆経営改善計画策定支援事業に係る保証協会の補助について

〈認定支援機関による経営改善計画策定支援事業〉 (405億円事業)



- ◇金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援する。
- ◇具体的には、約2万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用(資産査定)、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2/3を支援する。

対象となる事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

〈自己 (事業者) 負担部分に対する保証協会独自の補助〉

国の「経営改善計画策定事業」(405億円事業)を利用した場合に、保証協会独自に、20万円を上限に、自己負担部分が10万円以下の場合は全額、10万円を超える場合は、自己負担部分の80%と10万円のいずれか大きい金額を補助します。

- ◇次の要件のすべてに該当する事業者を、費用補助の対象とする予定です。
 - ① 当協会の利用がある事業者
 - ② 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、保証協会が費用補助を認めた事業者
 - ③ 原則として、経営サポート会議 (バンクミーティング) を活用する事業者 (ただし、単一の金融機関との取引のみであれば不要です)
- ◇次のような事業者におすすめです。
 - ① 事業に前向きで、改善意欲がある。(真面目で、やる気がある)
 - ② 取引金融機関が1~2行。
 - ③ 保証協会付割合が高い = プロパーが少ない。
 - ④ 借入金のリスケ (借換含む) や新規融資を希望している。

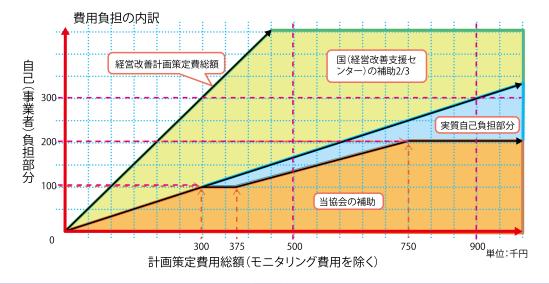
利用を検討する場合は、早めに保証協会にご相談ください。

- ※ 事業者の方が了承されましたら、まず保証協会までご連絡を!
- ◇ 経営サポート会議、モニタリングの際には、保証協会にもお声かけください。
- ◇ 計画と実績の乖離 (下振れ) があった場合も、柔軟に対応します。
- ○自己(事業者)負担額について(協会補助は1,000円未満切捨て)

経営改善計画策定費用のうち自己負担部分(*)の80%(上限20万円)、ただし自己負担部分が10万円以下の場合は全額、10万円を超える場合、自己負担部分の80%と10万円のいずれか大きい金額を補助します。

*『自己負担部分』とは、『(費用見積額-モニタリング費用)×1/3』を指します。

計画策定費用総額	自己負担額	内、協会補助	実質的自己負担額	実質自己負の計算式	
750千円以上	250千円以上	200,000円	50,000円	総額の1/3	
~3,000千円以下	~1,000千円		~800,000円	-200千円	
375千円以上	125千円	100,000円	25,000円	総額の1/15	
~750千円未満	~250千円	~200,000円	~50,000円		
300千円超	100千円	100,000円	0円	総額の1/3	
~375千円未満	~125千円		~25,000円	-100千円	
300千円以下	100千円	100,000円	0円	全額補助、自己負担なし	



☆経営相談会

26年度は、県内6ヵ所の営業店・支店において、上期、下期それぞれ1回、年2回開催し、下期の開催時には、創業及び創業予定者の相談を強化いたします。当協会ホームページにも詳細を掲載しています。

【対象者】

- ① 創業 · 第二創業予定者
- ② 新規借入予定者
- ③ 資金繰りに困っている方
- ④ 経営計画の策定に困っている方
- ⑤ 経営の改善に悩んでいる方

など

【主な相談内容】

- ① 財務分析を主体とした経営アドバイス
- ② 経営戦略サポート
- ③ 資金調達に関するアドバイス など

■経営相談窓口 -

- ●経営支援室 TEL.024-526-1520 FAX.024-573-8489
- ●福島営業店・各支店に経営相談担当窓口を設置しています。裏表紙の「福島営業店・各支店のご案内」をご覧下さい。

特別相談窓口の設置

また、経済情勢等に合わせて各種特別相談窓口を福島営業店・各支店の窓口に設置し、ご相談内容に応じた各種保証制度の紹介などを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、平成26年4月現在で設置している特別相談窓口は次のとおりです。

■特別相談、相談窓口一覧 -

- ・北朝鮮制裁措置に関する特別相談窓口
- 東日本大震災特別相談窓口
- 原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口
- ・デフレ脱却等特別相談窓口
- •皮革等相談窓口
- 経営改善・資金繰り相談窓口

▼ VII.コンプライアンスの取り組みについて

コンプライアンスの取り組み姿勢

信用保証協会は、国及び地方公共団体等関係機関の支援のもとに、中小企業金融の円滑化のための不可欠な機関として、中小企業施策の重要な一翼を担っていることから、金融機関と同様に、単なる法令遵守に止まらず社会規範をも含んだ、いわゆる「倫理法令等遵守」を基本とすることが必要となっています。

このような状況下で、福島県信用保証協会は、「福島県信用保証協会倫理憲章」を制定し「具体的行動基準」を策定いたしました。

信用保証協会法は基より、内部規程、社会規範、倫理、社会通念等を基本とし、役職員一体となって周知徹底をはかり「信用保証」機能を通じて、中小企業金融の円滑化と、中小企業の健全な育成を図り、また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、遵守状況の把握などを行うと共に、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況を監視しています。

このような管理体制の整備・構築を図り、組織として対応することは、信用保証制度全体に対する更なる信頼の確立に繋がるものと考えております。

信用保証協会倫理憲章

□ 信用保証協会の公共性と社会的責任の認識

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

③ 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

4 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

5 地域社会に対する貢献

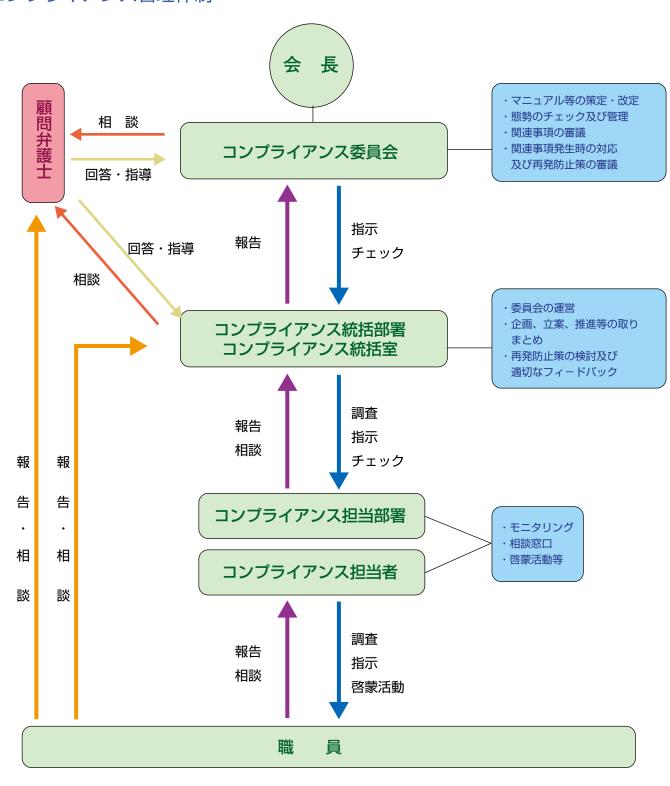
広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

■具体的行動基準

- (1) 法令・ルール等の遵守
- (2) 誠実な職務の遂行
- (3) 守秘義務の履行
- (4) 職務上の地位と関係者との付き合い
- (5) コンプライアンス関連事項への対応

- (6) 反社会的勢力への対応強化 (対応連絡会議の設置とデータベース構築管理)
- (7) 外部からの苦情・トラブルへの対応
- (8) 職場秩序の維持
- (9) 違反行為の報告
- (10) 懲罰

コンプライアンス管理体制



WI.個人情報保護宣言について

個人情報保護宣言

福島県信用保証協会は、中小企業等の皆様が金融機関から受ける貸付金等の債務を保証することを主たる業務として、中小 企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることとしております。

業務運営を進めるにあたりまして、信用保証制度の一層の信頼を得られるよう、お客様の個人情報の取得・利用等の取扱い につきましては、次の方針で取り組みます。

□ 個人情報に関する法令等の遵守

お客様の個人情報の取扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、ガイドライン等を遵 守します。

② 個人情報の取得・利用・提供

- ①取得する個人情報の利用目的につきましては、その内容を公表します。
- ②お客様の個人情報の取得・利用する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ③取得したお客様の個人データを第三者に提供・開示する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行 います。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た情報で公表されていないものを利用する場合は、適切な業務の運営の確保その他必要 と認められる目的に使用します。
- ⑤個人信用情報センターから提供を受けたお客様の返済能力に関する情報を使用する場合は、お客様の返済能力の調査を目 的として行います。

③ 個人データの適正管理

- ①お客様の個人データについて、取得、利用、保管等の各段階に応じて組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じます。 また、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように点検するとともに、必要により見直しを行います。
- ②個人データに関する取扱いを外部に委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行 います。

4 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通 知を求めることができます。
- ②保有個人データの開示及びその利用目的の通知等に必要な手続については、内容を公表します。

⑤ 保有個人データの訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止

お客様からの次に揚げる保有個人データの訂正等の求めがある場合につきましては、法令等に定める一定の場合を除き、調 査確認のうえ、適切に対処します。

- ①協会が保有する個人データに、誤りを理由として訂正・追加・削除の求めがある場合
- ②お客様の個人情報の不適切な取得、または目的外の利用を理由として保有個人データの利用停止または消去の求めがある
- ③保有個人データをお客様の同意を得ないで第三者に提供していることを理由として停止の求めがある場合

⑥ 相談窓口の設置

お客様からの次の個人情報に関する質問・苦情等につきましては、適切かつ迅速に取り組みます。 このための相談窓口を設けます。

- ①個人データの開示・利用目的の通知に関すること
- ②個人データ訂正・追加・削除に関すること
- ③個人情報の利用停止に関すること
- ④個人データ第三者提供の停止に関すること
- ⑤安全管理措置に関すること
- ⑥その他個人情報等に関する各種のお問い合わせ

■相談窓口

福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま11階 TEL.024-526-2331 務 TEL.024-526-1530 福島営業店 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階 TEL.024-932-2769 郡山支店 郡山市朝日1丁目27番4号 プレシャス朝日ビル2階 TEL.0248-24-0156 白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階 白 河 支 店 会津若松市南千石町2番19号 TEL.0242-23-9171 会 津 支 店 TEL.0246-23-3570 い わ き 支 店 いわき市平字材木町3番地の1 TEL.0244-23-5105 南相馬市原町区本町1丁目3番地 相双支店

■公表事項等に関するご案内

ホームページ http://www.fukushima-cgc.or.jp/

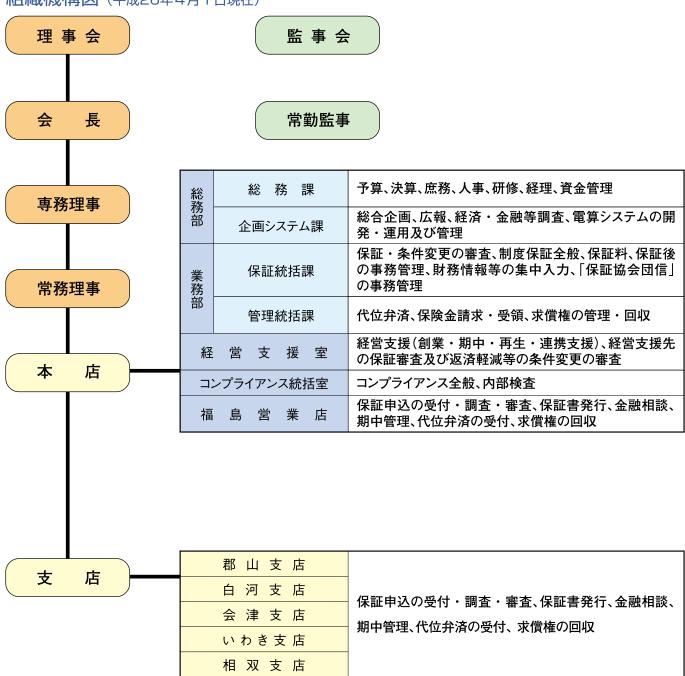




役員構成 (平成26年8月28日現在)

専務理事 伊東正見 常務理事 佐藤恒夫 理事 基	会	長	松	本	友	作	
理 事 星 春 男 福島県商工労働部長 理 事 立合秀清 福島県市長会会長 理 事 大塚節雄 福島県町村会会長 理 事 力治一郎 郡山商工会議所会頭 理 事 内治一郎 郡山商工会議所会頭 理 事 小野栄重 いわき商工会議所会頭 理 事 内池 浩福島県市小企業団体中央会会長 理 事 田倉治 福島県商工会連合会会長 理 事 中井洋 一株商工組合中央金庫福島支店長 理 事 北村清土 株東邦銀行取締役社長 理 事 弁本 株 福島銀行取締役社長 常勤監事 城戸路生 監 事 長門昭夫 (公財)福島県産業振興センター理事長	専 務 理	事	伊	東	正	晃	
理 事 立 谷 秀 清 福 島 県 市 長 会 長 理 事 次 節 雄 温 島 県 町 村 会 長 理 事 力 力 郡 山 面 五 会 長 頭 理 事 力 力 き 面 品 別 の<	常務理	事	佐	藤	恒	夫	
理 事 大塚節雄 福島県町村会会長 理 事 渡邊博美福島商工会議所会頭 理 事 丹治一郎 郡山商工会議所会頭 理 事 公津若松商工会議所会頭 理 事 小野栄重いわき商工会議所会頭 理 事 内池 浩福島県中小企業団体中央会会長 理 事 田倉治福島県商工会連合会会長 理 事 中井洋一株商工組合中央金庫福島支店長 理 事 北村清士株東邦銀行取締役社長 理 事 六孝雄株、大東銀行取締役社長 理 事 株大東銀行取締役社長 常勤監事城戸路生 長門昭夫(公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	星		春	男	福島県商工労働部長
理 事 渡 邊 博 美 福島商工会議所会頭理事 内 理 事 円 郎 郡山商工会議所会頭理事 内 いわき商工会議所会頭理事 内 地 市 会 連 市 会 頭 理 事 内 池 油島県中小企業団体中央会会長理事 田倉治 福島県商工会連合会会長理事 井洋 一株商工組合中央金庫福島支店長理事 北村清 士株東邦銀行取締役頭取理事 ホース 株・東邦銀行取締役 頭取理事 ホース 株・東邦銀行取締役 社長理事 おおままままままままままままままままままままままままままままままままままま	理	事	立	谷	秀	清	福島県市長会会長
理 事 丹治一郎 郡山商工会議所会頭 理 事 宮森泰弘 会津若松商工会議所会頭 理 事 小野栄重 いわき商工会議所会頭 理 事 内池 浩福島県中小企業団体中央会会長 理 事 田倉治 福島県商工会連合会会長 理 事 井洋一 株商工組合中央金庫福島支店長 理 事 北村清士 株東邦銀行取締役頭取 理 事 森川英治 株福島銀行取締役社長 理 事 余本孝雄 株大東銀行取締役社長 常勤監事 城戸路生 監 事 長門昭夫 (公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	大	塚	節	雄	福島県町村会会長
理 事 宮森泰弘 会津若松商工会議所会頭 理 事 小野栄重 いわき商工会議所会頭 理 事 内池 浩島県中小企業団体中央会会長 理 事 田倉治 福島県商工会連合会会長 理 事 中井洋一 株)商工組合中央金庫福島支店長 理 事 北村清土 株)東邦銀行取締役頭取 理 事 沿 株)福島銀行取締役社長 理 事 弁 株)大東銀行取締役社長 理 事 城戸路生 監 事 長門昭夫 (公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	渡	邊	博	美	福島商工会議所会頭
理 事 小 野 乗 いわき商工会議所会頭 理 事 内 池 浩 福島県中小企業団体中央会会長 理 事 田 倉 台 福島県商工会連合会会長 理 事 井 子 株 株 財 株 市 銀 市 銀 市 銀 市 銀 市 銀 市 日 中	理	事	丹	治		郎	郡山商工会議所会頭
理 事 内 池 浩 福島県中小企業団体中央会会長 理 事 田 倉 冶 福島県商工会連合会会長 理 事 平 井 子 株商工組合中央金庫福島支店長 理 事 北 村 清 士 株)東邦銀行取締役頭取 理 事 森 川 英 治 株)福島銀行取締役社長 理 事 鈴 木 孝 雄 株)大東銀行取締役社長 常 助 事 基 (公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	宮	森	泰	弘	会津若松商工会議所会頭
理 事 轡 田 â 福島県商工会連合会会長 理 事 井 洋 一 株)商工組合中央金庫福島支店長 理 事 北 村 清 士 株)東邦銀行取締役頭取 理 事 森 川 英 治 株)福島銀行取締役社長 理 事 鈴 木 孝 雄 株)大東銀行取締役社長 常 財 戸 路 生 監 事 長 門 昭 夫 (公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	小	野	栄	重	いわき商工会議所会頭
理 事 平 井 洋 一 株)商工組合中央金庫福島支店長 理 事 北 村 清 士 株)東邦銀行取締役頭取 理 事 森 川 英 治 株)福島銀行取締役社長 理 事 鈴 木 孝 雄 株)大東銀行取締役社長 常 財 戸 路 生 監 事 長 門 田 夫 (公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	内	池		浩	福島県中小企業団体中央会会長
理 事 北 村 清 士 株 東 邦 銀 行 取 締 役 頭 取 理 事 森 川 英 治 株 福 島 銀 行 取 締 役 社 長 理 事 鈴 木 孝 雄 株 大 東 銀 行 取 締 役 社 長 常 勤 監 事 城 戸 路 生 監 事 長 門 昭 夫 (公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	轡	田	倉	冶	福島県商工会連合会会長
理 事 森川 英 治 (株) 福島銀行取締役社長 理 事 鈴 木 孝 雄 (株) 大東銀行取締役社長 常勤監事 城 戸 路 生 監 事 長 門 昭 夫 (公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	平	井	洋	_	㈱商工組合中央金庫福島支店長
理 事 鈴 木 孝 雄 株 大 東 銀 行 取 締 役 社 常 事 長 門 昭 夫 (公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	北	村	清	士	株 東 邦 銀 行 取 締 役 頭 取
常 勤 監 事 城 戸 路 生 監 事 長 門 昭 夫 (公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	森	Ш	英	治	株 福 島 銀 行 取 締 役 社 長
監事長門昭夫(公財)福島県産業振興センター理事長	理	事	鈴	木	孝	雄	株 大 東 銀 行 取 締 役 社 長
	常勤監	事	城	戸	路	生	- A.
監事 高原 智税 理士	監	事	長	門	昭	夫	(公財)福島県産業振興センター理事長
	監	事	高	原		智	税理士

組織機構図 (平成26年4月1日現在)



所管区域

福島営業店	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡のうち浅川町を除く
白 河 支 店	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	いわき市
相双支店	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡

X.Information

保証協会団体信用生命保険ついて

当協会では、お客様へのプラス・ワンサービスの一環として、平成22年4月1日から「保証協会団体信用生命保険」(通称:保証協会団信)の取扱いを行っています。

なお、平成26年4月から変更になりました事項は以下①、②のとおりです。 多く方のご利用をいただいております。どうぞ、ご活用ください。

- ①平成26年4月から組合、医療法人が団信の対象となり、信用保証と団信の対象が同一となりました。
- ②平成26年6月より保険料 (特約料) が安くなりました。特約料 (年払) の目安 (融資金額100万円について) 「元金均等返済、据置期間なしの場合」(注) 融資金額1,000万円借入の場合は10倍となります。

(単価:円)

借入期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合 計	引下げ額
1 年	4,170	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,170	△250
2 年	5,020	1,590	-	-	-	-	-	-	-	-	6,610	△410
3 年	5,310	3,020	1,060	-	-	-	-	-	-	-	9,390	△580
4 年	5,450	3,740	2,270	800	-	-	-	-	-	-	12,260	△760
5 年	5,540	4,160	2,990	1,810	640	-	-	-	-	-	15,140	△930
6 年	5,590	4,450	3,470	2,490	1,510	530	-	-	-	-	18,040	△1,110
7 年	5,640	4,650	3,810	2,970	2,130	1,290	450	-	-	-	20,940	△1,310
8 年	5,670	4,810	4,070	3,340	2,600	1,870	1,130	400	-	-	23,890	△1,440
9 年	5,690	4,930	4,270	3,620	2,970	2,310	1,660	1,010	350	-	26,810	△1,660
10 年	5,710	5,020	4,430	3,850	3,260	2,670	2,080	1,490	910	320	29,740	△1,830

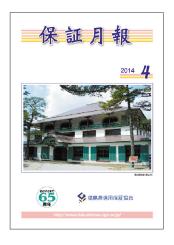
※上記はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。



広報活動

保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を発行して、県内の金融機関、福島県及び市町村、商工会議所、商工会、報道機関などに配布しています。 平成26年度は県内各地の「福島県の歴史ある建造物」を表紙にして各地の紹介を行っています。







ホームページの活用

当協会のホームページは、皆様により一層ご理解をいただけるように心がけております。

保証制度や統計資料はタイムリーに更新して情報をお伝えします。

http://www.fukushima-cgc.or.jp/



パンフレット

中小企業・小規模事業者のみなさまへ 信用保証制度のご案内として制度をわかりやすく説明している パンフレットです。



本店・支店のご案内

























